

陳 情 書 綴

(陳情第 22 号～第 36 号)

平成 29 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 22号	地球社会建設について……………	1
陳情第 23号	普天間基地について……………	7
陳情第 24号	福祉医療費助成制度について……………	11
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～6項……………	13

(議会運営委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19

(総務財政委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第 28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	27

(市民人権委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第 29号	災害対策について……………	31
陳情第 30号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	33

(健康福祉委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第 28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	27
陳情第 30号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	33
陳情第 31号	犬猫の対策について……………	51

(産業環境委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第 28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	27
陳情第 32号	大企業への優遇策について	53

(建設委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第 28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	27
陳情第 30号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 33号	水道給水管について	55

(文教委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	13
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第 30号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	33
陳情第 34号	放課後施策について	57
陳情第 35号	放課後施策について	59
陳情第 36号	放課後施策について	63

地球社会建設について

陳 情 者 横浜市中区

荒 木 實

「地球と人間を守れる社会体制創り」の為の地球社会建設決議陳情書

陳情の内容

国を守る為の戦争が地球を壊す。経済成長を求めて地球を壊す。国際社会の正義。「富国強兵」の世界。軍事力・巨大な破壊力に支えられた権力者達。「国を守る」為の凄絶なチキンゲームに没頭しています。生存競争の思考の中、地球で生きている人間達が凄絶な経済競争をしています。軍拡と温暖化は進行し、世界の危険と異常さは極限に来ています。地球と人間・生命を守る為に軍備をなくし経済活動を抑えなければなりません。全ての人間が地球で生きています。絶対事実です。生きる為には地球を守れる社会体制を創るしかありません。地球社会建設は、全地球市民に対する絶対命令です。

ついては、「地球と人間を守れる社会体制創り」の為の地球社会建設決議をして頂くよう陳情します。

地球社会建設決議草案

- 1) 全ての人間が、地球で共同生活をしている地球市民である。地球市民は、地球の尊さ、人間の尊厳の尊さ、地球世界の美しさ、人間の美しさを知る者である。
- 2) それぞれの持ち場で地球社会の安全と繁栄に努力する事が、地球市民の基本的義務である。
- 3) 地球社会の目的・目標は、地球全生命と共に、全ての人間の人生を守る事にある。その為、教育・雇用・生活を保障する社会技術の開発に努めねばならない。この規定は、人類の戦争放棄を意味し、国家の戦争行為、戦争準備行為の権利がない事を宣言するものである。地球市民を暴力から守る「守り人の組織」は、地球社会で一元化されるものである。
- 4) 人道・人権は地球社会の基本法である。独裁は如何なる形態でも許されない。地球社会は、民主主義が機能する社会格で構築されるものである。行き過ぎた生存競争は、人間の醜悪な心

を導き出し、強大な力を求めさせ、この基本法に反する事になる事を知らねばならない。

5) 陸・海・空の空間、石油他の資源、先人の遺産は、現存する地球市民全員の共有である。地球市民の生活空間は、貸借関係保障によるものであり、多大な占有はあり得ない。地球社会で領土問題はあり得ない。

6) 考える事さえ出来ない時間、そして考えられない偶然の積み重ねで、生命が守られる地球環境がある。この地球環境の保全こそ、全てに優先されるべきである。自然の整然化。国家、集団、個人の利益の計算を超えた巨大で絶対的利益である。地球を守れる人間社会体制の創造は、全市民が参加すれば出来る事である。人間にはその力がある、と確信するものである。

反原発の声は上がっています。核廃絶の声は全くしません。核廃絶は意味が無くなっているのでしょうか。この決議は、「国を守る為」の根拠・口実をなくし、世界中の軍人達の「仮想敵の殲滅訓練」の根拠・口実をなくします。権力者達のチキンゲーム外の人間達が出来る唯一の手段です。

生きる為の努力を始めるか否か。助け合い社会を目指すか否か。です。

「国を守る為」の戦争が地球を壊す。経済成長が地球を壊す。

今、反原発の声は高らかに響いています。核廃絶の声はなくなりました。核廃絶の意味はなくなったのでしょうか。

地球を守る事は、人間と生命と国（地球の一部）を守る事。国を守る事は、人間と地球と生命と国を滅ぼす事。地球と人間を守る為に、つまり、生きる為には、人間社会の仕組みを変えるしかありません。

地球を守る為には軍備をなくさねばならない。国を守る為には軍備を強化するしかない。

地球を守れる体制。全ての人間が地球を守る意識を共有して一体体制になるしかありません。現在と別世界を建設。地球社会を建設するという意味です。地球を守れる体制は地球社会という、全ての人間が地球市民として生きる体制一つです。

国（所属している社会体制）を守る体制。現在の国際社会体制・資本主義体制です。

不思議な事です。全ての人間が地球で生きています。事実です。にもかかわらず、地球を壊そうとしています。事実です。自分達で自分達を滅ぼそうとしているのです。事実です。

現在の国際社会体制・資本主義体制が、人間達を自滅へ向かわせています。人間という生物種自体は、愚かで心の弱い生物です。自滅への道は人間の所為ではありません。愚かで弱い人間達が、生存競争・エゴに衝き動かされ、導かれて創った仕組み、社会体制の所為です。地球を守れるか否か。人間という生物種が生きながら得るか否か。仕組みにかかっています。人間達が地球市民になれるか、地球社会建設に向かうか否かにかかっています。

「人間が人間を棄てる」。「生存競争を当然」とする思考の世界で行われてきた事です。戦争の歴史、奴隷の歴史が証明してきた事です。戦争と化石燃料と資本主義が、人間にとつもの

い力を与えました。その力は、自らを自滅させる力になっています。「人間が自分達で自分達を滅ぼそうとしている」事実、「人間が人間を棄てる事が出来る仕組み」によってもたらされています。戦争が自滅だ、という事は、ほとんどの人間が感じています。ただ、資本主義が自滅へ導いている、と感じている人は、ほとんど、いないのではないのでしょうか。軍備をなくそう。共感を得られるでしょう。経済成長を抑えよう。共感は難しいのではないのでしょうか。軍備解体・成長抑制、共に、地球を守る為の絶対条件です。

戦争は人間を殺します。軍備。戦争という殺し合いの為の準備です。国際社会という仕組みが強要している作業です。「国家の主権」。地球を守る事を遠ざけ、国の為に、と軍拡を強要している基本概念です。軍人に支えられる国家主権の代表者。その中の数人が、全ての生命を握っているのが、現状の世界です。権力です。

カネは人間を支配し、棄てる力を有します。金力です。

権力。生殺与奪の暴力の力・強大な軍備が支える組織の長が保有する強大な権力。国際社会で、数億人、数十億人の生命を左右するチキンゲーム、(臆病ではない事を競うゲーム)が行われています。参加者は、トランプ、プーチン、習近平、金正恩、ネタニヤフです。資格は、核兵器保有権力保持者で独裁出来る人格保持者。恐れるのは、犠牲者ではなく、「チキンハート(臆病者)」とみなされる事。日本の首相はゲーム外に置かれています。オバマ氏は不向きでした。トランプはこのゲームを熱くするのではないのでしょうか。80年前のチキンゲームの参加者は、ヒトラー、チャーチル、スターリン、ルーズヴェルト、近衛文麿でした。80年前のチキンゲームは、第二次世界大戦を起こしました。アウシュヴィッツ、ヒロシマナガサキに繋がりました。現時点のチキンゲームは、何を起こし、何をもたらすのでしょうか。そのチキンゲームに、運命を完全に支配されている全ての人間は、そのゲームを、ただ眺めているだけです。何も出来ない仕組みです。眺めるだけです。メディア人、政治家、経済人、学者、宗教家…。ただ眺めているだけです。

世界に軍人は、何百万人、何千万人います。彼らは全て、いずれかの国家に所属しています。この軍人達は、全て、仮想している敵を殲滅する手段を、常に思い描き、毎日、訓練に励んでいます。今の軍人は、毎日、戦争を想定させられ、死を恐れるな、と叩き込まれています。日々、緊張状態に置かれています。いつか臨界点がきます。必ず、です。

チキンゲームをなくす言葉があります。軍人達から、仮想敵をなくす言葉があります。この言葉はチキンゲームの根拠・口実をなくします。仮想敵の根拠・口実をなくします。

「地球と人間を守る為に」。という言葉です。この言葉に対抗出来る権力はあり得ません。この言葉に対抗出来る金力はあり得ません。生存の為の唯一の言葉です。

資本主義。カネが主人になり、人間を奴隷化します。カネがカネを求めて徘徊する証券取引所。この動きの中で多大な人間が生活手段を奪われていきます。有価証券。人間の生活に必要な

な物を作る（実業）のではなく、人間の思惑が作る通貨（虚業）です。それこそ莫大なカネ・富の創造です。人間の生活には、様々な物・土地・サービス等が必要であり、通貨は、これらと交換する事が出来ます。富は通貨の蓄積であり、多くの生活物資の獲得を可能にします。貧窮は、通貨がない、失う事で、生活を困難に陥れます。更に通貨は、物を生産する為の土地・道具・人材などの獲得も可能にします。物を生産し、通貨に変えれば利益が発生し、通貨の蓄積に繋がります。その為の通貨を融通する社会技術・社会機関も誕生しました。人々がカネを出し合って生産所を作る。株式会社です。人々がカネを預け、そのカネを必要とする人々に貸付、利息を上乗せして回収する業務機関・銀行です。

この生産行為・業務行為が様々な変化を現し、様々な局面を現し、人々を、様々な人生に導きます。これ等の現象が、更に新たな社会技術を産み出し、カネがカネを産み、多大な人々からカネをなくさせ、貧窮者を増殖させていきます。資本主義に導かれて、ハーヴァードなどで開発された社会技術がもたらしている現実です。人々は、「人間が人間を棄てる」仕組みに疑問を抱かず、毎日を「生存競争に勝つ為に」必死に過ごしています。

資本主義が生み出した最大は、共産主義です。マルクス達のやった事。資本主義の仕組みの展開を分析し、少数のカネ持ち達と圧倒的多数の貧窮者への分離展開を描きました。カネのない労働者は平等であり、生活賃金も同じである。とする社会技術の裏付けのない理念だけの共産主義を生み出しました。革命という権力闘争の一方が、共産主義の理念を利用し、多大の共鳴者を集め、武力を強大化し、革命を成功させました。ソ連・中共等の武力抑圧社会国家の誕生です。「力の世界は、動と反動の連鎖」です。暴力には暴力です。支配暴力には抵抗暴力です。資本主義の「動と反動」が冷戦になりました。共産主義の必然としての経済の停滞・退化が、社会を変化させました。歴史的社会的感覚の相違が現在の違いになりました。ソ連は解体し、選挙を取り入れロシアになりながら、プーチンを産み、武力独裁社会へ、中共は、毛沢東後、鄧小平が資本主義技術を取り入れ、官僚が指導し、経済大国へ変貌しました。更に、アメリカ・他の話です。企業を買収し、買収企業の再生の為、莫大な年収でCEOを雇います。先ず、首切りです。働く人々の生活を顧慮する事、全くありません。その為の莫大な年収です。誰でも払える額での住宅購入。しかし、支払い額が急激に増える住宅ローン。払えずに住宅を手放さざる得なくなる人々。ほとんど詐欺です。法的な責任は問われません。不良債権の購入。莫大な利益を産んだようです。中産階級の没落です。トランプ・極右を生み出す貧窮者の増殖です。

すでに、生存競争には、意味がなくなっている事に気付かずに、です。現在の生存競争は、軍拡と温暖化で人類を死地に追い込んでいるのが事実だからです。生存競争をしながら、共倒れへ、共倒れへと努力しています。着実に自滅へ歩んでいます。国際社会という仕組みが強要している現実です。資本主義という仕組みに踊らされている現実です。蟻地獄に呑みこまれ

た蟻（人間）と同様の姿です。仕組み（蟻地獄）が人間（蟻）を滅ぼそうとしています。仕組みは、目的があって創設されていきます。軍備。強大な脅威を与えます。

莫大なカネ。強大な支配力を与えます。自然の摂理という仕組み。目的はありません。ただ、この仕組みがあって生命は生きている、という絶対事実があるだけです。

人間の最大の目的は、生存競争ではありません。生きる事です。自然の摂理の中でしか生きられなければ、自然の摂理の中で生きられる仕組みを創造するしかありません。

「地球を守る為に」。この言葉に従う事で、新たな仕組みの創造に歩み出す事が出来ます。地球は、自然の摂理が創造した生命の星です。唯一の生命の星です。この生命の星を守るしか、生きる道はありません。誰でも知っている事実であり、誰でも判る事実です。この事実が、全ての人間に命じているのです。

「地球を守る為に」。人間が、生命が生きていける仕組みを創る目的です。

その前提は、人間が地球市民の立場を認識する事です。地球市民は地球が生命の星である事実を細胞で感じており、敵という人間がいない事実を知性で知っています。国際社会を超え、国際社会が軍備を強要している姿を観察する為にです。資本主義を克服し、資本主義の本体、カネは「虚業」であり、助け合う事が「実業」である事を理解する為にです。

この目的の為に、現在の世界が、如何に危険であり、如何に自分達自身で自分達を滅ぼそうとしているか、の認識が重要です。映像、活字、様々な情報から、見えてはいます。が、「生存競争の毎日」がその認識を遠ざけています。「赤信号、みんなで渡れば怖くない」（ビートたけし）。正に、「自滅という赤信号」をみんなで渡っているのです。

現在のこの事態は事実であり、その事実を、多くの人々は認めませんが、感じ取っています。私の文書に対し、反応しない姿が、その事を語っています。

40年ほど前、「自分達で自分達を滅ぼそう」としている異常な世界を発見し、その不思議さを考え続け、20年ほど前、私は地球市民の立場に気付きました。地球で生きている、全ての人間の基本的立場は、全員で地球を守らねばならない地球市民の立場である事に。

12年前、地球市民の責任を果たそうと決意しました。「自分達で自分達を滅ぼそう」としている物理的象徴は核兵器です。核廃絶こそ「地球を守る為」の絶対条件であり、前提です。

10年前、ヒロシマ市長選に出る、という行動で、地球を守る為の道へ踏み出しました。

地球を守る為。反応出来る方はいませんでした。私の地球を守る為の言葉は、「現実離れ」という感じ方をさせ、ことごとく無視され、一人も地球市民にさせられませんでした。

「人々は、国を中心に考えて、毎日を過ごしている」事実気付いたのは、今年の1月末です。軍拡と温暖化で、人類が死地に入ったのは必然でした。「富国強兵」。国を富ませ、軍備を強化する。国家と云う歴史的仮想存在の本質です。富の源泉であるエネルギー消費。

結果温暖化。軍備強化。結果軍拡。人類が死地に入るのは、結果当然の帰結事態です。

地球を守る。根本は軍備をなくす事です。地球を守る。自分自身を守る事です。全員が協力して対応しなければなりません。利益を優先していたら、地球を守る事は出来ないでしょう。地球を守るには、原子力技術、ミサイル技術も必要です。これ等の技術の悪用が出来ないように、悪用の根をなくす事・軍備をなくす事です。世界中の軍人が「地球を守る為」に一体にならなければなりません。一体になるしか生きられないのなら、一体になれるのではありませんか。戦争する事・死ぬ覚悟から自らを解放する唯一の手段です。

地球市民にとって、人間はみんな仲間です。どんな人間でも仲間です。一体となって地球を守る為の仲間です。力の有無・所属組織の違い。全く関係ありません。地球を守る。この目的を持てるか否かです。地球を守らねばならない。地球市民としての基本責任を自覚するか否か。地球社会が、全ての人間の人生を保障する社会技術を開発できるか否かです。

35年ほど前、ローマクラブが「成長を止めよう」と世界中に発信しました。世界中に「成長を止めよう」という活字が溢れました。環境破壊の実感のない世界から無視されました。

温暖化・環境破壊曲線は、経済成長曲線の10年後、20年後に、同一の曲線を描いているのではないのでしょうか。中国が経済成長に参加したのは30年ほど前でした。それからの世界経済成長曲線の右肩上がりは、凄まじい曲線を描いているのではないのでしょうか。これからの温暖化・環境破壊曲線は、どうなるのでしょうか。

北朝鮮が4発のミサイル同時発射に成功。在日米軍を標的に。活字が躍っています。大国の軍拡競争再び。活字が淡々としています。サンゴ礁が白化。映像が哀しんでいます。

目に見えてチキンゲームが煮詰まっています。温暖化が地球生命力を劣化しています。八方塞がりです。どうしたらいいのでしょうか。

生きる努力を始めるか否か。助け合い社会をめざすか否か。です。

受理年月日 平成29年4月10日

普天間基地について

陳情者 堺市北区
豆多 敏紀
堺市堺区
松永 直子
堺市堺区
山中 紀代子
堺市堺区
大住 純一
堺市堺区
佐藤 美津子
堺市西区
菅 平和
堺市西区
本多 真紀子
堺市南区
塚本 美津子
堺市南区
土井 武文
堺市南区
角家 年治
堺市東区
河野 通威
堺市北区
井前 弘幸
堺市北区
當内 健利
堺市北区

若 官 八十英
堺市北区
たかひら 正 明
堺市北区
竹 林 隆
堺市中区
大 町 英 三
堺市中区
福 岡 富美子

米軍普天間基地の速やかな撤去、そして同基地の辺野古など沖縄県内への移設を拒絶する大多数の沖縄の人々の意志に正面から向き合い、堺市民と堺市議会が同基地移設をめぐる当事者の一員として、問題解決に向けて全国的論議に参加、取組みを強めることを表明する決議を採択するよう求めることに関する陳情

陳情の内容

沖縄県名護市辺野古沖の海上では、同県宜野湾市にある米軍普天間基地を移設するためだとして、埋立てなどの工事が沖縄防衛局によって着工されています。沖縄県民の大多数の意思が、同基地の県内移設に反対するものであることは、沖縄県知事選挙などたびたびの選挙結果や世論調査が示すとおりであるのに、これを無視して工事は進められています。当初、米軍当局も、普天間基地などにいる海兵隊は沖縄におく必要があるわけではないと認めていたにもかかわらず、沖縄県内への移設が強行されているのです。

面積が日本全体の0.6%しかない小さな沖縄県には、日本全体の70.6%にもものぼる米軍基地が置かれています。

普天間基地は、すぐ近くまで住宅地がせまり、付近には幼稚園・保育所、小中高校、大学などもあって、「世界一危険な基地」といわれます。この基地を早く撤去しなければならないことは自明です。その跡地に商業施設や病院や観光・リゾート施設などを建てることができれば、産業も雇用も創出されて、住民みんなが潤います。しかし、移設先とされる辺野古もまた、珍しいジュゴンなど海の生物がつどう豊かな環境、観光資源を持つ場所なのです。

日米安保を堅持・強化するべきだと考える人や、日本の防衛は、米軍の「抑止力」（軍事力）に頼るほかないから仕方がないと考える人が、米軍基地を沖縄にばかり押しつけておこうと思うならば、それはエゴイズムとしか言えなくなってしまいます。また、「日米安保」は廃棄するべきだと

考える人が、普天間などの基地は移設ではなく廃止しなければと思うのは当然のことです。

市民の中で様々な意見があるのは、むしろ健全さを示すものですが、わが国の安全保障方針に関わって特定の一県に大きな負担をさせることの不公平がいつまでも放置されている現状は異常という他ありません。

ですから、この基地移設問題は私たち堺市民にとっても無縁のことではありません。日本全国の人がそれぞれ考え、声をあげるべきことなのです。

こうした思いから、堺市民と堺市議会が米軍普天間基地移設をめぐる問題の当事者の一員として、問題解決に向けて全国的論議に参加、取組みを強めることを表明する決議を採択するよう求めることを陳情します。

受理年月日 平成 29 年 5 月 18 日



福祉医療費助成制度について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府保険医協会
高 本 英 司

大阪府福祉医療費助成制度の拙速すぎる「見直し」についての「意見書」採択の陳情書

陳情の内容

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の暮らしのためにご奮闘いただき、深く感謝いたします。

大阪府では福祉医療費助成制度の「見直し」に関わる諸事項が先の3月の府議会で採択されました。その主な内容は現在の福祉医療費助成制度の4医療のパッケージを解体し、「子ども」・「ひとり親家庭」は子ども支援事業に、「障がい者」は障がい者施策の一環として運営するとしています。また、障がい者・難病患者については調剤薬局でも患者負担（上限500円）が必要になり、月額上限も引き上げられ、「1医療機関あたり1千円」の負担上限は撤廃される内容となっています。障がい者・難病患者の患者負担引き上げ実施時期は来年4月、1972年に全国に先駆けて実施した「老人医療」は3年間の経過措置とし2021年3月末で廃止するとしています。

府議会では、1) 1医療機関上限3千円で止める調整に努力する、2) 自動償還の措置を講じる、3) 上記2点に全力で取り組むとの附帯決議が採択されましたが、患者負担が増えることには変わりありません。

今回の「見直し」は、大阪経済の低迷や国による患者負担の引き上げに苦しむ府民にさらに追い打ちをかけるものです。また、「見直し」対象となる障がい者・難病患者・結核患者に対して、十分な説明や負担増による影響などの意見を聞くことなく進められ、パブリックコメントすら受け付けていません。この間、いくつかの市町村議会では、今回の「見直し」について「拙速すぎる」の理由から「患者負担増に反対する」との意見書が採択されています。

いま大阪府に求められていることは、福祉医療費助成制度を抜本的に拡充し、苦しい生活実態にある市民の暮らしを守る防波堤として本来の役割を発揮することです。

つきましては、府下市町村議会で採択された「意見書」を参考にいただき、大阪府に対して

「意見書」をあげていただきたく存じます。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

受理年月日 平成 29 年 5 月 18 日

行政にかがる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高 宮 洋 子

長川堂 いく子

畠 山 久 子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から後期高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

また平和都市宣言を持つ自由と自治の政令市堺として、国家の在り方が国民のいのちと暮らしにとって危機的な状況に向かうことを牽制する役割があると確信します。また国会の衆・参議院の改憲勢力が3分の2を占め、しかし安倍政権の下での改憲は望まないという国民の声が多くあります。どんな状態においても戦争に加担することを禁じた平和憲法を守ることが最優先されます。原発再稼働への動きに対しても市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては、国に要求するべきは要求し、地方自治体の役割をいかに発揮されますことを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための市政として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願ってここに陳情いたします。

< 陳情事項 >

1. 2025年カジノ・万博誘致は、繰り返し失敗してきた臨海部大規模開発への巨大な税金投入に他なりません。大阪府に対して反対の意見書を出してください。
2. 社会保障を充実させる為にと2000年にできた介護保険制度は数年ごとに制度が見直され、

保険料の値上げや窓口負担が見込まれる可能性があります。保険あって介護なしの状態とならないよう、人間らしい生活が出来るように国に対して議会として再度反対の要望を出してください。

3. 堺市の国保料は毎年少しずつ引き下げられていることは喜ばしいことです。しかし来年から大阪府において国保料が広域化されるとのことについて、反対の意見を議会としてあげてください。

4. 憲法を生かし、平和と民主主義、地方自治を守る非核平和の堺市をつくるために
戦争法（安保法制）は日本国憲法に真っ向からそむく違憲立法です。憲法学者など広範な人々から憲法違反という批判の声があります。戦争法を廃止にと平和を願う多くの市民の声に応え、堺市議会として、「安全保障関連法」に関する意見書を国に提出してください。再度、お願いします。

5. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は自衛隊が海外派兵できるよう9条をかえようとしています。日本があらゆる戦争にかかわることのないよう、また人権も尊重する立場で「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように国に対して、議会として意見書を提出してください。

6. 「核兵器禁止条約の速やかな縮結を」の意見書が先の議会で否決されましたが、唯一の被爆国日本として、議会として国に対して再度意見書を提出して下さい。

議会運営委員会審査分

7. 「議会だより」を発行し、議会の動きについてわかりやすく市民に知らせて下さい。議会での提案・議論、各会派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

8. 都市内分権をすすめていくために、堺市と市民がともに作る住民自治のルールが必要です。堺市は自治都市として、住民自治が活かせる「自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。

9. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の更なる充実を求めます。

10. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく行政の責任において行って下さい。行政の責任の下で回答の通り市民目線で公の責任を今一度確認し、市民第一の行政をすすめてください。

11. 「マイナンバー制度」について、12月の議会の回答では、マイナンバーの使用は市民の利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入され、法令に基づいて利用し

ており、それ以外は利用していないとのことでしたが、市民にとっては個人情報のおすべてが公になってしまうという危機感をもっています。マイナンバーにかかわる仕事をされる職員は、派遣やアルバイトでなく、正規の職員に限ってください。チェック体制を強化してください。

12. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じての組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、勧誘など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として「堺まつり」のパレードの自衛隊の参加や広報「さかい」に自衛官募集の掲載など、若者が戦闘に加担する事態になりかねない自衛隊員の勧誘、広報はしないでください。

市民人権委員会審査分

13. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されていると期待しています。各区の特性をいかした町づくり、地域力を強めるためにも区民の声を聞ける場は大切です。引き続きさらに充実させ、各区の議論がホームページでなく、市民の誰もが理解できるよう、知らせる方法を工夫してください。
14. 地域の社会活動に参加したいと願う人々にとって、近くに低料金で集まれる会場が少ないのが現状です。「男女共同参画交流のひろば」を各区につくり、もっと多くの人々が気軽に利用できるように具体的な計画を示してください。
15. 昨年、堺市長として「ヒバクシャ国際署名」をされたことは喜ばしいことです。核兵器のない世界の実現にむけて「非核都市宣言」をした堺市として、今後も核兵器廃絶を世界にむけて発信し、被爆国である日本の被爆の実相を知らせてください。
16. 堺市では、ソフィア堺に設置されている「堺市立平和と人権資料館」の平和ゾーンをさらに充実させてください。特に堺大空襲の実態を次世代に知らせていくことが重要なので、アンケートを取るなどの市民の声を集めて、より良い企画になるように努力をしてください。
17. 各区においても平和と人権を守る取り組みをしてください。特に8月、市役所のロビーにあるテレビジョンでソフィア堺にあるDVDを上映するなど広く市民の眼にふれる取り組みを検討してください。

健康福祉委員会審査分

18. 子ども医療助成を18歳まで引き上げてください。子どもの貧困が社会的問題となり、子育て世帯での格差も大きくなっています。子どもの医療費も窓口負担をなくし、無料化にすることで病気を未然に防ぐこととなります。「子育ての町・堺市」として早期に実現するよう努力してください。
19. 介護要支援1、2の人の訪問介護・デイサービスが介護保険から市町村事業（総合事業）に4月から実施されましたが、堺市としては現行を維持し、要支援者の在宅生活を支えるため、

- 専門職による安心・安全な従来のサービスが利用出来るようにしてください。予算については、要支援者の在宅生活を支えるための必要なサービスが提供できる予算の確保に努めてまいりますとの回答でしたが、主な内容を教えてください。
20. 介護職員が安心して働き続けることができるようにしてください。国において平成29年度介護報酬改定により月額平均1万円相当の処遇改善が行われる予定ですが、実施されていますか。人にやさしい介護になるよう、職場を守るための市独自の予算をつけてください。又事業所ごとの実態を知るための調査を実施してください。
21. 高齢者の貧困、特に女性の単身世帯の貧困は深刻です。低年金や無年金者は特に厳しく、健康や認知症に対してのリスクも高く、医療・介護費や公共料金などの優遇政策を考えてください。「働けなくなったとき」、一人年金になったときに安心して暮らせる堺市にしてください。
22. 公立保育所が「幼保連携型認定こども園」に移行しましたが、これまでの教育・保育内容を堅持し、民営化はしないで下さい。待機児対策の為、認可保育所を増やして下さい。
23. 働く女性を支援するために公立保育所をなくさず保育の質が担保されるようにして下さい。市としては認定子ども園への移行をすすめています。従来通り同じ「堺の子ども」を預かる認可保育所においても施策のさらなる充実と、保育環境を確保してください。
24. 女性の貧困、特にシングルマザーにとっての貧困は父子家庭に比べても深刻です。暮らしや子育て、教育などにあたえる影響は切実で、深刻です。あらゆる支援の施策を、例えば中学校給食を全員喫食にし、また給食や子ども医療費を高校卒業まで無料にしてください。

産業環境委員会審査分

25. 元シャープ現在SDP社への公金支出を止めて下さい。その分市民の暮らしや社会保障・小規模企業商店、農業支援などを優先して税金を使ってください。また波及効果の裏付けとして投資額の累計や雇用見込み人数を示すだけでなく、企業に対してヒアリングやアンケート調査に基づく具体的な回答を要望します。

建設委員会審査分

26. 水道事業において安心・安全の水を供給するためには民間でなく今後も堺市として責任をもって関わってください。水は命そのものです。命を守る立場で公共の役割を果たしてください。

文教委員会審査分

27. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。

- (1) 全員喫食を基本とした中学校給食を実現させてください。給食費については材料費のみとし、もっと下げてください。中学校給食を就学援助の対象にしてください。実際の登録状況と利用状況を教えてください。
- (2) 「のびのびルーム」の運営をプロポーザルで民間事業者に委託するのは止めて下さい。3年ごとの業者の見直しは子どもの成長を阻害し、保護者も不安です。市が責任をもって運営してください。

受理年月日 平成 29 年 5 月 18 日



行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区
藤村 光治

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 堺市議会の政務活動費は、年間 360 万円を年間 200 万円にすべきです。報酬を市民の負担へらすために、議員は改革してください。
2. 議員報酬を下げてください。昨年度、議員報酬をあげたため、市民に負担をかけています。年金生活の方や若い方は、手取りが少なくなりました。負担は、議員が負うべきです。また、28 年度の議員報酬について、市民に解りやすく説明してください。

総務財政委員会審査分

3. 堺市マスタープランについては、都市内分権の推進、子育て支援のさらなる推進、次代を担う子どもたちを支え、未来の堺につながる人の育成、多様な人材が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現、環境共生都市の実現、関空を核とした観光インバウンドによる誘客促進、泉北ニュータウンの再生、健康医療体制の強化を進めてください。また、マスタープラン後期実施計画を進めてください。
4. 堺市職員の政治的行為を制限する条例をこしらえてください。職員は、政治的に中立であるべきです。
5. 堺市職員は、地方公務員法の規定を遵守してください。(1)法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、(2)信用失墜行為の禁止、(3)秘密を守る義務、(4)職務に専念する義務。職員はこれらの基本事項を遵守し、市民への奉仕を進めてください。
6. 職員の不祥事案について、平成 23 年 11 月に執行された大阪府知事選挙時の約 68 万人有権者データなどの個人情報を含むファイルが流出しました。再発防止対策を進めてください。堺市で民生委員が住所、名前の個人情報を漏らしている疑いがあります。個人情報保護の対策を進めてください。
7. 堺市の借り入れ市債は平成 29 年、528 億円でした。市民の負担が増えました。借り入れ市

債は市民が返します。財政は赤字額を減らす政策を進めてください。財政は市民の安心、安全を守る政策を進めてください。

市民人権委員会審査分

8. 1、台風、2、大雨、3、地震、4、津波、5、竜巻、堺市は災害時の観点から、高齢者、障害者、子どもに解りやすい災害対策を行ってください、身体不自由な方など配慮を要する方々への支援は大変重要です。市民に解りやすい取り組みをお願いします。
9. 泉北ニュータウン泉ヶ丘プール、(平成 31 年閉鎖)、田園公園、府営三原台住宅の一部エリアは、近大医学部になります。このエリアは災害時に避難する所です。避難する場所をこしらえてください。
10. 暫定許容値を上回る汚染物質が含まれている可能性のある腐葉土の使用場所である、西陶器小学校、殿馬場中学校、船どう公園、下田町ハーブ公園、又、未使用の腐葉土については、分析検査の結果、安心、安全です。この結果を市民に知らせてください。又二度と無いように、お願いします。
11. ハート & トークセッションなどにおいて、市民が参加できるようにし、市民が声をあげることができるまちづくりを進めてください。区民評議会や区教健の委員は地域に住む人にしてください。地名が読めず、また地域の歴史を知らない人では正しいまちづくりができません。住民が住んで良かったと思える、安全・安心なまちづくりを進めてください。
12. 各区民まちづくり会議は、地域の課題解決につながります。しかし、市民の声をきかずに進めています。事業家の味方をするまちが出来ます。まちづくりに市民の声を反映させる政策を進めてください。堺市は安全な社会のために、犯罪や非行をした人を立ち直らせる取り組みを行い、再犯を防ぐことで、地域の安全を守る必要があります。
13. 人権施策、人権教育について、「人権の各課題別に取り組む施策」「人権の意識の向上を図る施策」「人権擁護を図る施策」「国際平和への貢献を図る施策」に取り組んでください。また LGBT (性的マイノリティ) については、人口の 7.6% は LGBT だと言われています。LGBT について知らないと、当事者やその周囲の人を傷つけてしまい、人間関係やメンタルヘルスに悪影響を及ぼします。ひとつひとつが大切な、未来の為に必要な事です。各区で、これを全て市民にわかりやすく説明し、安全安心のまちづくりを推進してください。
14. 区民評議会の運営については、議会の付帯決議を遵守してください。

健康福祉委員会審査分

15. 健康福祉プラザ指定管理者の人件費を下げてください。堺市社会福祉事業団、堺障害者団体連合会、フィットネス 21 事業団共同事業体の人件費は、市民の税金です。人件費の改革を進

めてください。

16. 障害者の手話言語・コミュニケーション条例に基づく、政策を市民に知らせてください。障害者の方が、安心、安全に住める政策を講じてください。
17. 高齢者へのネグレクトが堺市で増えています。高齢者の社会からの孤立化、認知症がふえているので、対策を早急に進めてください。
18. 大阪府池田市では、子どもを3人出産した世帯を対象に、新車を無償で貸し出す新たな事業が4月に始まっています。又、子どもを出産したら、祝金についても3人目から5万円に金額をあげました。堺市では子育てのまちの取り組みを進めていますので、日本一の子育て支援施策の充実をめざしてください。
また、堺市は「子育て日本一」と言うなら、医療費助成制度を、完全無料化にするべきです。(全国で過半数は採用され、実行されています。) 子ども食堂への補助金額を増やしてください。大阪市は29年度、2億4,800万円の予算を組みました。堺市、いくらですか。堺市は子どもの貧困をへらし、子育てのまちづくりを進めてください。
19. 放課後デイサービスにおける虐待行為が報道されています。そのようなことのないよう、徹底してください。

産業環境委員会審査分

20. 堺市には色々な生き物が生息・生育しています。堺市多様生物を市民に知らせてください。地球上には人間の他の動物や植物さらにみえない微生物に至るまで、生きています。美味しい食べ物、綺麗な水と空気があります。南区には美しい風景がたくさんあります。自然ふれあいの森への来場者がふえるよう、取り組んでください。地域全体の魅力向上につながるまちづくりを進めてください。
21. 若年者や女性、障害者にかかる雇用環境を整備するため、企業へ指導するなど、対策を進めてください。
22. ものづくり支援について。堺市は、ものづくりの伝統のある先進都市です。行政は若い人に、堺市ものづくり投資促進条例を解りやすく説明してください。又、きめ細かな経営サポート施設をこしらえてください。
23. 本市で農業に従事する人たちに対し市民の暮らしを豊かにするとともに都市の環境を支える農業のあり方について、地域経済への波及効果の点を中心にわかりやすく説明してください。

建設委員会審査分

24. 泉北高速鉄道の値下げは市長の公約ですが、南海電鉄の運賃を下げる保障をしてください。また、阪堺線に10年間50億円の赤字補填ではなく、自立経営を目標とするべきです。

25. 特に堺区内において空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家対策を行い、安全・安心にまちを再生してください。
26. 堺市は、原池公園に本格的な野球場を工費約 30 億円でつくる計画ですが、それとは別に、原池公園第 3 期整備基本計画で、約 30 億円をさらに投じようとしています。事業の見直しを進めてください。
27. 大阪府は自転車の事故数が全国ワースト一番です。昨年 12,222 件数の事故が起きて、50 人の方が亡くなりました。堺市はどんな対策をしていますか。市民に分かりやすく説明してください。安心安全の街づくりを堺市は真面目に進めてください。
28. 南海トラフ地震（災害対策）応急給水栓（66ヶ所）給水タンク車（7台）民間企業からの協力（20社）給水タンク車が若松台の水漏れから 1 台しか増えていません。政令市として、安心・安全を守れていません。これから、増やしてください。また、水道管の耐久性を維持する予算はいくらですか。
29. 適正な水道費用にすべきです。水漏れも最近見ます。将来を見通した、水道費用の見直しの必要性があります。よろしくお願いします。

文教委員会審査分

30. 区教健の基本的な考えを市民に解りやすく説明してください。自治法 138 条に附属機関について書いています。子どものいじめ、暴力がふえている中、学校を取り巻く環境を整備してください。また、教育力の向上及び健全育成、充実を図る施策を進めてください。
31. 中学校給食は栄養に配慮してください。また、市民にとって、安全、安心な給食はデリバリー方式と考えるので、対策を進めてください。
32. 学校生徒の暴力を少なくしてください。先生の不祥事件多いです。子どもたちの命を守る政策を進めてください。

受理年月日 平成 29 年 4 月 24 日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長 藤田 槇知子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。

市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化によりますます大変になってきています。日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたい、次のことを陳情します。

< 陳情事項 >

総務財政委員会審査分

1. 政府はカジノ誘致で観光の地域振興とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。カジノ誘致に名乗りを上げている大阪府に対し、堺市として反対表明の声を上げてください。
2. 近畿大学医学部病院の泉ヶ丘地区移転にあたっては、市の施策として、梅地区に何らかの医療施設を存続させる方向で検討してください。
田園公園は今のままで残してください。現段階の進行状況の説明会を早急に開いてください。
3. 自衛官募集の広報掲載並びに自治会での回覧をやめてください。特に4月の自治会の議題の最初に募集が強調されているのは違和感を覚えます。
4. 平成31年10月から実施予定の消費税10%への引上げ中止を、政府に申し入れて下さい。
前回陳情書の回答で、使われた内容については回答をいただきましたが、社会保障のための財源は消費税で賄うべきでは無く、本来市や国の施策として予算から賄うべきものではないでしょうか。

市民人権委員会審査分

5. 原子力発電所は人類と共存できません。堺市がよく対応されていることは承知していますが、今すぐ廃炉にするのが最善であると考えます。次のことを要望します。
 - ① 日本の原子力発電の廃止を国に求めて下さい。再稼働反対の意見を表明してください。
 - ② 事故と緊急時の対応を事前に市民に周知徹底して下さい。
6. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるよう、お願いします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。2016年度に行われた後援や協力をお知らせください。
7. 殺し殺される危険な場所に自衛隊を派遣する「安全保障関連法」の廃止を国に要望して下さい。

健康福祉委員会審査分

8. 生活保護制度を守り所得基準の引上げを国に要望してください。
9. 国民健康保険料の近年の引き下げに感謝します。さらなる引き下げを要望します。また「広域化」に参加しないで下さい。
10. 介護保険料引き上げの見直しをお願いします。
11. 後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけてください。
12. 乳がん、子宮がん検診を毎年に戻すことを要望します。また、無料クーポン発行の拡大をお願いします。若年層の検診率を高めるための啓発も引き続きすすめてください。
13. 特定不妊治療の更なる補助と不妊に悩む方への年齢制限をしないよう引き続き国に要望してください。

産業環境委員会審査分

14. 堺市独自の持続可能な自然エネルギーへの転換施策を、一層推進されることを要望します。又、その推進の現状を広報などで、市民に知らせて下さい。
15. 国民の命と国の存亡を脅かす TPP 協定書に批准しないよう国に強く要望してください。
前回陳情書の回答で、TPP がもたらすチャンスについて詳しく回答がありましたが、TPP がもたらすリスクとそのリスクに対する対応をお示してください。

建設委員会審査分

16. 上下水道料金の更なる値下げを要望します。

文教委員会審査分

17. 小・中学校の給食は、子どもたちの健やかな成長を保障するため、重要なものと考えます。民間委託でなく、出来るだけ自校方式での実施をお願いします。
18. 卒業式・入学式での「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないでください。憲法19条に規定されている思想及び良心の自由を侵すことになるのではないのでしょうか。
19. 平成29年度からの権限移譲にあたっては加配定数の活用をして、小・中学校全学年の35人学級を実現してください。正規教職員の増員も引き続き国・府へ要望してください。又、今年度からの実施内容を教えて下さい。
20. 就学援助制度の所得基準を引き上げてください。また、小学6年生で、就学援助を受けている児童に対し、中学入学にかかる費用を6年生に在学する間に、市独自に援助または貸与する制度を早急に作ってください。強く要望いたします。
21. 授業アンケートを中止してください。
22. 南図書館梅分館、美木多分館の開館時間を、仕事帰りにも利用できるよう、南図書館や堺市駅前分館と同じにしてください。
23. 放課後児童支援を、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行っておられると思いますが、実態はどのようになっているか教えて下さい。
来年度よりの「3年ごとに指導者が変わる事業者選定」を、撤回してください。
児童館の設置をぜひお願いします。
24. 市としてチャレンジテストに参加しないで下さい。
「公平性を担保する方策の検証のため」とありますが、具体的に説明し、検証の結果を明らかにして下さい。チャレンジテストが実際に子ども達のためになるとは思えません。高校入試に利用しないでください。

受理年月日 平成29年5月16日



行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市中区
堺市内民商連絡会
代表 福山 征四郎
北山 均
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

小規模企業振興基本法に基づき中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達、民主商工会（民商）は、堺市内で営業し、暮らす中小零細業者が加盟する業者団体です。堺市では堺北、東、南、美原狭山と4つの事務所を持ち、約1,600名の会員が所属しています。長引く不況の下、消費税増税などもあり、中小零細業者の営業状況は悪化し続け、それは最新の経済センサス調査における、個人事業所の大幅な減少を見ても明らかです。しかし、政府による「アベノミクス」を始めとする大企業中心の経済政策では、地域社会の要である中小零細業者は見捨てられ、堺市を始めとする地域の経済や市民の交流は失われようとしています。

堺市を健全に発展させるという観点に立って、地域循環の社会をつくるために以下の要望をさせていただきます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. マイナンバー制度は、市民にとってメリットはなく情報流出やなりすまし犯罪の危険があり、対応が不可能な事業者に、罰則と管理実務を押し付けており、マイナンバー制度の廃止を国に要望し、利用拡大に反対すること。堺市の諸手続きにおいて、マイナンバー未記載であっ

たとしても、混乱が生じないように、最大限の配慮をし手続きを行うこと。マイナンバーが無用の書類には、当然目的外利用となるため、マイナンバー欄をつくらないこと。

2. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、また立憲主義の立場に立って、憲法を守り、市政や業務に活かせるように、教育を行うこと。逸脱がみられる職員にはすぐに指導是正すること。問題のあった事例を、「個別の案件」「当局は把握していない」「国や府の管轄であり堺市は関係ない」などを理由に受け付けないことは、困っている市民を切り捨て、意見や問題を封殺することであり、民主主義において許されず、絶対に行わないこと。
3. 事業所への住民税特別徴収通知書へのマイナンバー記載について、大阪府下でも多くの自治体が、記載された従業員の自己決定権への侵害、およびその違憲性、個人情報漏えい、およびその訴訟リスク、関連作業の煩雑化・郵便コストの高騰、対象事業所の負担などの理由に不記載としており、それによる不都合・罰則も生じない。堺市とわずかな自治体だけが「総務省の通達に準ずる」とし、市民を危険にさらし、地方自治の権限を放棄した行政を行っている。直ちに堺市でも記載を止めること。また、このことによって問題が発生した場合、「国の通達だから」などと責任逃れをせず、市が責任主体となって問題を解決すること。
4. 小規模企業振興基本法の理念に基づき、建設業の地産地消にもつながる、100万円以下の小規模（修繕・改修等）工事契約希望者登録制度を創設すること。登録に当たっては、堺市内の業者であることを条件とし、建設業の許認可などの制限を設けないこと。制度実現のために、産業振興局と財政局の部署を越えた連携を図ること。また、一般の公共事業でも、地元産建材、地元業者への適切な価格での発注を奨励・指導すること。その際、下請けへの「ピンハネ」、ダンピングを防ぐこと。
5. 所得税法 56 条は、白色申告者を差別し、家族事業従事者の給与を認めず、女性の人権を蹂躪する前近代的な憲法違反の規定であり、堺市でも自治体として意見を積極的に上げ、国による憲法違反を見逃さず、廃止するように国へ働きかけること。国政問題であることを理由に「取扱いをしない、関係ない」などの無関心な態度をとらず、女性の人権問題であることを認識すること。
6. 申請に基づく地方税の換価の猶予制度を、できるだけ納税者の負担軽減になるように、使いやすい内容にすること。またその通知を徹底し、納付相談に当たっては、納税者が活用できるようにきちんと説明すること。

健康福祉委員会審査分

7. 国民皆保険制度と生存権を侵さないという観点から、資格証明書、短期保険証の発行は一切行わず、保険料・延滞料・一部負担金の充実した減免制度を定め、窓口の対応で積極的に、市

民に制度の活用を勧めること。特に延滞になっている利用者には、生活実態のことも含めて、親身になって相談すること。間違っても延滞した市民を、「罰則として保険証を取り上げる」「全額払えないなら、資格証や1ヶ月だけの短期保険証しか発行しない」「事業の運転資金でも、借金の返済分でも貯金があるなら、延滞料の減免は行わない」などと追い詰め、取り立てのような対応・徴収を行わないこと。

8. 国民健康保険広域化に反対し、保険料率や減免制度を府内統一にせず、各市町村の独自制度を保持するよう府に意見すること。また、堺市は保険料引き下げを今後も続けていくこと。当然、広域化が実施されたとしても、自治体としての責任を持ち、「府政の問題なので関係ない、苦情・協議・相談は受け付けない」などの無責任な対応にならないこと。

産業環境委員会審査分

9. 現行の政策である、堺市マスタープラン、堺市産業振興アクションプランは、小規模企業振興基本法に記された小規模企業（特に従業員0～4人規模の）への理解・支援がほとんどない。地域経済の基幹をなす零細業者への悉皆調査を行い、現状把握し、支援するための新たな政策やアクションプラン改定に反映させること。同様の趣旨を入れた小規模企業振興基本条例を制定すること。
10. 小規模企業振興基本法に則り、堺市が新たに策定した振興策や補助・助成制度を市内の事業者及び、制度にかかわる市民に平易に伝えること。また、それらの施策・支援を充実させるため、市民参加の委員会を設置すること。その運営を特定の管制団体・企業などに任せきりにせず、堺市が責任を持って、様々な団体の代表者が参加できる運営にすること。
11. 住宅リフォーム補助制度を、現行の「耐震・省エネ・防火・高齢者・障害者・太陽光発電」に限らない、一般の堺市民が生活環境を改善するために、申請しやすい簡素な制度として実施すること。かつ、補助の条件として市内の建設業者が受注を定め、地域経済の循環になる制度にすること。国の補助金制度のみならず、市内の個人商店や工場などの、小規模業者の振興につながる事業所設備・改装の堺市独自の補助制度をより充実すること。また、地場の雇用促進につながるよう、現行のジョブステーションや、国の雇用保険関係助成金などの制度も活用しながら、地元雇用・最低賃金引き上げに取り組む中小業者へのさらなる助成制度を充実させること。
12. 鉄砲町イオンモールや計画中の美原ららぽーとなどの、大型店による地域経済への影響を調査し、地元商店やコミュニティを破壊する、野放図な出店撤退を禁止すること。そのために出店に当たっては、事前に店と市の協議、地元住民への説明、地域への影響調査、悪質な口利き・利権誘導などの不正の有無の確認等を十分に行い、市が主導になって、店側から提供された資料を鵜呑みにせず、出店を規制すること。勝手な撤退による地域空洞化を防ぐため、長期

間の出店の宣言、およびそれを違反したときの代償措置を義務化すること。経営主体を変更することでの店側の責任逃れを許さないこと。そこに働く従業員は、地元住民から採用し、社会保険を完備した直接雇用の正職員とすること。これらを市が店側に事前協議などで、指導通告すること。また、そのガイドラインを策定すること。

13. 元シャープ（現堺ディスプレイプロダクト）工場誘致のための不合理・不平等な減税を止め、シャープ撤退の企業責任を追求し、これまでの減税分の返還を求めること。府に対しても補助金の差止めを求めること。今後、失敗だらけの大企業誘致を行わず、中小零細企業向けの工場店舗などの、固定資産税減税のような援助による産業振興に切り替えること。

建設委員会審査分

14. 現行の耐震改修制度についても、防災の観点から耐震改修促進法に限定されない耐震改修が必要とされる、現行以上の建設物を対象とすること。

受理年月日 平成 29 年 5 月 15 日

災害対策について

陳 情 者 堺市南区
門 脇 三 郎

災害時の避難場所確保の件

陳情の内容

御池台の住民は、災害時の避難場所として、御池台小学校が指定されています。

しかし、収容人員は、建屋、備品の面から不足していると思われます。避難場所を確保するために、住民の皆さんと先を争う必要があるそうです。

争いに負ければテントを用意するか、車が用意できれば車中泊です。高齢者には、とりあえず、逃げる場所が必要です。

御池台の災害は、地震、台風、竜巻、地すべり火災と考えます。津波、水害は、無いものと考えています。

<陳情事項>

1. 御池台小学校以外の近い場所に、避難場所を依頼し、決定して下さい。
たとえば、御池台自治会館、御池台の支援学校、老人福祉センター、清掃工場、幼稚園等です。
2. 各施設の耐震強度、風水害の耐久強度、耐火性能等、確認して下さい。
避難した際に、門前払いをしないようにして下さい。
3. 避難訓練は、行政指導で、合理的にどんな避難状態でも助けてもらえる様にして下さい。
グループでないと助けない、グループでないと給食しない、その他規制をなくして下さい。
4. 火事場泥棒対策を企画して下さい。
対策には、権力が必要です。災害防犯体制の確立をして下さい。

受理年月日 平成 29 年 2 月 28 日



障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事 千 田 勝 夫

山 本 尚 恵

大 澤 三 耶 子

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

昨年7月に、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、元職員に19人の障害のある人が殺され、27人の人が重軽傷を負うという事件に、障害当事者・家族・関係者は驚き怒りで震撼し、未だ忘れることはできません。容疑者の「障害者は周りの人を不幸にしない方がいい。」などと言った優生思想の考えはきっぱりと否定し、誰もがその人らしく暮らしていけるインクルーシブな共生社会をめざす必要があります。そのような意味でこの凄惨な事件は風化させることなく、行政と当事者・市民とともに共生社会の施策推進を図ってこの事件と向き合い続けることが大切だと考えます。

一方、2017年2月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今国会にて審議入りになりました。この法案は、「我が事・丸ごと地域共生社会」実現の具体化とされています。縦割りの法律を「丸ごと」支援できるシステムづくりは、それぞれの専門性がしっかりと保たれてなおかつ公的な責任性が土台に位置付けられてこそ、安心安全な支援が可能になります。逆にそうでないと強度行動障害や医療的ケアが必要など全面的な介助の必要な重度の障害者が受け止められずに排除されることが危惧されます。「支援の生産性・効率

性」や「制度の持続可能性」の言葉によるサービスの安上りを前提にした法律では「地域共生社会」は実現できません。「障害者権利条約」にもとづく平等な社会づくりをめざし、国の制度や地方自治体における施策の充実を求めます。

堺市の障害者長期計画の基本方針にある「ライフステージや障害特性等に配慮した途切れのない支援、個人を尊重した支援の展開」が、必要とするすべての障害のある人に保障され、「生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」をめざして、最も困難な人が支援からもれることなく、輝いて暮らせることを強く要望し、以下の項目についてのご検討をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. 災害時の対応について

熊本地震から1年が経ち、未だに仮設住宅での生活を強いられ、地震で亡くなった方より災害関連死の方が220名以上と増えています。災害が起こって生き延びることだけでも困難な障害者児が、せっかく救えた命を避難所や仮設住宅・在宅生活で失うことが無いような対策が必要です。

堺市は、避難所整備や避難訓練において、要援護者への意識が少しずつ芽生えてきています。自助・共助ができるように公助を推進し、各行政区で具体的な対策が進むようにしてください。

(1) 情報が正しく伝わるように有効な対策・用具を整えて下さい。視覚障害・聴覚障害・知的障害があると、情報自体が伝わらない場合があります。

① 災害発生時だけでなく、避難経路・避難所・在宅避難でも正しい情報が伝わるようにしてください。

② 特に夜間に正しい情報が伝わるような対策を行って下さい。

③ 水・医療・薬に関する情報は命に直結しています。正しい情報が確実に伝わり、間違った情報が錯綜しないようにして下さい。

(2) 障害者児にとっては自分の命を守る・避難所へ行く・避難所で多くの人と生活をする等の「練習」が必要です。「役所の手が届くまでに必要なこと」を自主防災組織と地域が連携し、障害者児も含めた防災訓練ができるようにして下さい。今年3月に行われた南区の防災訓練のように、自治会と企画総務課・自治推進課・障害者基幹相談支援センターが連携して進めて下さい。

(3) 「避難所としての学校」の在り方を教育委員会と障害者児の団体・家族、自主防災組織が話し合える場を持って下さい。成人よりも更に見守りと支援が必要な障害児や集団の中では落ち着けない障害者・医療ケアが必要な障害者児は「福祉避難室」が必要であることの理解

を進めてください。

- (4) 安心して使えるトイレがあることは、障害者児にとって避難所にとどまれる大きな要素になります。障害者用トイレやマンホールトイレの障害者用の整備と共に、知的障害者児が支援者と共に利用すること・ストーマ使用者等の利用についての理解と啓発を進めてください。
- (5) 福祉避難所は指定避難所では過ごせない多くの重度障害者児にとって必要です。福祉避難所のあり方を含め、有効に開設・運営できるように対策をとってください。
- (6) 「避難所へ（行きたくても）行けない」障害者児の当事者と家族が、自宅避難していても必要な支援・物資配給が受けられるように「在宅避難への支援体制」を構築して下さい。
- (7) 障害者の視点で避難所運営や地域の防災を進めるために、要援護者支援リーダーの養成を進めて下さい。ビッグアイで毎年行われているリーダー養成講座に多くの市職員や自主防災組織員が参加して下さい。

健康福祉委員会審査分

2. 竹山市長はタウンミーティングなどで積極的に市民対話をされています。
ぜひとも堺障連協との懇談会を開催していただき、家族・当事者の意見を聞いて下さい。
3. 次の事を国に要望するとともに、堺市として検討してください。
 - (1) 障害者が将来に渡り、自立して安定した生活ができるために障害基礎年金の引き上げを要望して下さい。
現在、障害基礎年金2級の金額は1カ月65,000円（2カ月に1回の支給）。就労継続B型や生活介護に通う障害者は1カ月に工賃0～10,000円の人もあります。その中で障害者は生活費・食費・国民健康保険料を払い、療育手帳B1・B2の場合、医療費3割負担のまま、交通費も割引はありません。親に負担をかけながら生活し、親やきょうだいもいつまでも支えることはできません。
 - (2) 障害基礎年金と工賃だけでは生活できず、生活保護を受けなければ生きていけません。生活保護費を引き下げないで下さい。特に住宅扶助引き下げは転居の強制も考えられ、暮らしの場を奪うことになりかねません。障害のある人の地域での結び付きや転居には困難を伴います。安心して住み続けられるようにして下さい。
 - (3) 食事提供加算を無くさないで下さい。自分で栄養バランスを考え、金銭的なこと・衛生上の問題を考えて自ら調理をしたり、アレルギー除去の食事を選んだりというような健常者と同じように食事を摂れない障害者には、配慮された食事提供は不可欠です。安全安心な食事ができることは健康を守り、生きていく基本となります。加算が無くなると、経済的負担でアンバランスな食事に甘んじて健康を損ないかねません。経済面と健康面での食事の質、そして温かい食事を楽しみとしていることなど食の問題は生活の上でも重要です。

- (4) 障害のある人が65歳になっても、これまでの支援の質と量が継続できるようにしてください。
- (5) 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな障害福祉サービスの利用料の発生と利用料一割負担を廃止するように国へ要望してください。配偶者の収入が課税されたとたんに負担が生じます。課税されるようになったからと言って経済状況が豊かになるわけではありません。家族に遠慮しながら障害福祉サービスを利用しなければならず、また利用料がかかることで利用したくても利用できない状況の人も少なくありません。例を上げますと中途障害者の日中事業所である「麦の会」の中でも1割の方に利用料がかかっています。誰でもが制限することなく利用できるような福祉サービスになるようにしてください。国が見直すまで堺市独自の制度を作ってください。障害のある人の尊厳を守り、社会参加が保障されるよう、誰でもが利用できるような福祉サービスになるようにしてください。
- (6) 福祉の仕事は利用者とのコミュニケーションや信頼関係によって成り立つものです。利用者の経年的な変化に沿って支援を続けるには支援員が働き続けられることが大切です。しかしながら福祉職場での人材不足は深刻な問題となっています。福祉には、職員の専門性、経験の蓄積、継続性が求められます。安心で行き届いた支援がおこなわれるよう、国に要望するとともに、堺市として具体的に人材を確保できるような求人システムや人件費補助金制度の創設などの対策を図って下さい。

4. 暮らしの場の整備について

障害者・家族の高齢化・疾病・入院などにより、わが子の将来の不安は増大しています。わが子の先を案じながらの親の他界、一人親の家庭も増えてきています。安心して生活を託せる暮らしの場はまだ不足しています。家庭環境の変化に対応でき、障害当事者の自立が見通せる多様な社会資源の整備を行い、選択できる「暮らしの場」をつくって下さい。家にも帰れず、暮らしの場が無くショートステイを転々と回らなければならない「ロングショート」利用者の解決を図って下さい。

- (1) グループホームを希望する誰もがすぐに入れるよう、数多くのグループホームをつくって下さい。
- (2) 障害の程度区分にかかわらず、自傷・他害・物に当たり壊してしまう・大きな声を出してしまう・走り回る・ジャンプする・パニックをおこす・飛び出してしまう等、様々な行動のある障害者（強度行動障害）が安心して生活ができるグループホームを数多くつくって下さい。行動障害のある人の暮らしの場には、建物自体の空間的な配慮や周囲の環境、そして専門スタッフの増員などの配慮が不可欠です。このようなホームも『堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業』の対象にして下さい。
- (3) グループホーム建設には地域の反対や強い意見で、建設の断念や設計変更などを余儀なく

されることがあります。とりわけ音の問題などは既存のグループホームでも近隣からの苦情等もあり、グループホームの改装やハード面での手立てが求められていることがあります。強度行動障害の利用者の生活の場で、障害特性による意思伝達の方法が大きな声・ジャンプ・常同行動等で大きな音や振動が伴うため、共同生活するうえで一緒に住む利用者や近隣住民への配慮が求められています。地域で共生し、お互いに長きに渡って生活する為の居住の改装が必要です。改装にかかる費用の補助を求めます。

また、身体状況の変化により、住宅のバリアフリーがないとグループホームでの暮らしが中断する場合があります。エレベーターや浴室、玄関のバリアフリーができるような規模の大きい修繕費の補助金を創設してください。

- (4) 国は2015年視覚・聴覚言語障害者支援体制加算対象を共同生活援助（グループホーム）にも拡大されましたが、算定の基準が事業所毎での視覚聴覚障害者の割合での算定である為、非常に活用しにくい制度です。現状は視覚聴覚障害者もグループホームでの生活をしており、聴覚障害者の障害特性の専門性が支援者に求められています。聴覚障害者への専門的支援がない中では生活を続けていくことが大きな負担になります。

堺市の現状を見て頂き、例えば住戸単位での算定ができるように国の基準緩和を求めていただくとともに、堺市として独自の加算を創設して下さい。

- (5) 介護者であった家族の突然の疾病や手術・入院・死亡等の緊急時には、相談事業所や場合によっては日中事業所の尽力した諸調整により、複数のショートステイのつなぎで迅速に対応している状況です。しかし、その後の生活は、自宅に戻れない状況だと長期にわたるショートステイのつなぎ（ロングショート）になってしまいます。それまでの安心した生活が続けられるように、地域でのグループホームを希望しても現実の入居は簡単なことではありません。まして重度の障害（特に強度行動障害や全面介助の重度重複障害、重症心身障害、あるいは頻発なてんかん発作等）がある場合は、グループホームに空きがあったとしてもすぐに入居できない場合がほとんどです。どんな障害があっても、家族に代わってすぐに生活を支えられる場を堺市内で身近な地域にできることを希望します。

障害者家族の現状（ニーズの数）からみると、そのような生活の場はある程度の人数を受け入れることが必要です。（10人～30人などの規模）

また障害特性を広く受け入れられる空間的な保障（プライベート空間とある程度の広い共有空間、病気時の静養空間など）と一定数の専門スタッフの配置のあるような場が求められます。

そのような生活の場が市内にいくつかあり、地域のグループホームと連携してその人にあった地域生活をつくっていけるような仕組みがあればロングショートは一定解消されるのではないのでしょうか。誰もが地域で暮らせるよう、地域に生活の場をつくってください。

また、現行の既存の入所施設も地域生活を支援する場としてその機能の強化を図り、地域移行の促進とともに、必要な人がすぐに入所施設を利用できるように定員を削減せずに活用を図ってください。

- (6) 障害当事者の加齢・高齢化に対応した医療ケアが受けられる暮らしの場を作ってください。また地域での暮らしの場を支える医療ケア体制を整えて下さい。医療との連携により、生涯地域で暮らせる場をつくってください。
- (7) 「ベルデさかい」は開設5年が経ち、6年目に入りました。待機者・対象外となった人たちの暮らしの場は解決されていません。ショートステイの登録者は去年すでに200名を超え、ロングショートも出てきたとのことです。第2の「ベルデさかい」が必要です。地域の重症心身障害者児の日中・夜間の生活支援の拡充と方策（例えば事業所へのアウトリーチでの支援など）を構築して下さい。
- (8) 消防法が変わり、平成29年度中にグループホームにスプリンクラーの設置が必須となりました。しかし設置費用は高額です。今ある全てのグループホームに設置するには多額の費用がかかります。設置が必要なホームがもれなく活用できる設置費用の補助を行って下さい。消防局とも話し合い、設置期限を柔軟に対応して下さい。

5. 地域生活を支える拠点づくりについて

地域生活を支える緊急時のコーディネート機能や24時間の対応機能（訪問・受け入れなど）、グループホーム等で支援する一人職場の支援者を支える機能を持たせた「地域拠点施設」（第4期障害者福祉計画の成果目標）を早急に実現して下さい。

- (1) 「地域拠点施設」は、地域の1人暮らしの障害者や家族とともに暮らす障害者（場合によっては家族支援もできるような）にとって情報・相談・対応が夜間・休日でも必要な時にできるものをつくって下さい。
- (2) 今年度よりスタートした緊急時対応事業の進捗状況を教えてください。
- (3) 「地域拠点施設」は、一定期間宿泊ができる機能（一人暮らしの人、在宅の人、状況によってはグループホームの入居者も含めて）を持たせて下さい。
- (4) 「地域拠点施設」は、緊急時の対応力量を持つ職員を育成するための職員集団を確保できる事業規模にしてください。

6. ショートステイについて

- (1) 緊急時に必ず使える制度にしてください。事業所側からは緊急時に実際に複数件の辞退があり、一旦断って他事業所を連絡してもらい、それでも他事業所での受け入れができなかった場合、泊まるだけの最小時間の提示をしながらニーズに対応している実態があります。緊急時の調整を行政とともにおこない、緊急の時は必ず対応をできるようにしてください。

また、堺市内の日中事業所には堺市の隣接市から利用されている人も多く、例えば、松原

市や和泉市在住の人も堺市のショートステイを緊急に使えるようにしてください。

- (2) 支援度合いの高い人（特に強度行動障害・重度重複・重症心身・医療ケアを要するなど）が断られることがないように、運営補助の強化を図ってください。
- (3) 設備面・安全面から児童専用のショートステイを増やしてください。また児童の場合、学校側からの送迎の時間指定や時間制限などがあり、送迎そのものが困難ことがあります。放課後デイサービスとの連携などでショートステイの利用がつながることもありますが、それができない場合などの方策を講じてください。
- (4) ショートステイ利用のための送迎は、利用の前提となるものですが、個別送迎は人数や距離、日々の状況により、容易なものではなく、実際には土日祝日などの個別送迎はほとんどありません。送迎への単独加算や他のサービスなどとの連携により送迎ができるよう方策を講じてください。
- (5) 祝日や土日の連休となるとショートステイでの日中活動が困難です。ガイドヘルパーや地域活動センターと連携できるように（利用できるように）してください。
- (6) 医療ケアを必要とする人も利用できるショートステイを整備してください。

医療ケアが必要でもベルデさかいを断られることがあります。（例えば、人工呼吸器をつけているが高次脳機能障害で療育手帳がない場合などは断られます。）

また病院のショートステイもいつも受け入れがあるわけではありません。また医療的ケアが必要でも福祉的な環境（生活感のあるショートステイ）を望む人もいます。看護師配置のあるショートを増やしていただくことはもちろんです。加えて医師との連携、病院との連携が図れる体制をつくってください。

- (7) 医療的ケアを必要とする人のうち、医療連携加算で対応できるケースもありますが、医療連携加算を活用するには事前の調整が必要です。緊急時、とりわけ夜間休日では医療連携を調整することが困難で受け止めが難しいことも想定されます。市として緊急時にも対応できる医療連携のシステムを構築してください。

7. ヘルパーについて

一人ひとり違う支援が必要な障害者児が地域で安心して暮らせるためには、在宅支援の専門職であるホームヘルパー・ガイドヘルパーの存在が重要です。事業所努力だけに頼らず、堺市として対策を講じてください。

- (1) 男性ヘルパーを増やして下さい。
 - ① 障害者児は男性の割合が多いにも関わらず圧倒的に男性ヘルパーが足りません。
 - ② 体が大きくなった男性障害児を女性ヘルパーでは対応しきれません。
 - ③ 排泄・入浴介助等は、本来、同性介護であるべきです。
- (2) 聴覚障害を理解した手話ができるヘルパーを増やして下さい。

- ① 聞こえない、聞こえにくい世界を理解しての支援が必要です。
 - ② 知的障害との重複への理解も必要です。
 - ③ 盲ろう、ろう盲へ対応できるヘルパーも必要です。
- (3) 継続したヘルパー研修（サービス提供責任者だけでなく実際に支援する人に対して）を行って下さい。
- ① 障害者児は個々に違うので各々に合った対応が必要です。
 - ② 相互に信頼しあうためにはヘルパー自身が障害や制度を学べる機会が必要です。
 - ③ 障害理解だけでなく、疾病の学習も必要です。（てんかん・糖尿病等、当事者が抱える疾病）
- (4) ヘルパーが辞めないで働き続けられるようにして下さい。信頼関係を構築し、経年的変化に沿って支援しつづけるためには、支援者が働き続けられることが大切です。
- ① ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の介護職は、他の一般職に比べて10万以上低い賃金となっており、離職率も高い職種です。専門職として十分な報酬単価を設定するよう国に要望して下さい。
 - ② 具体的に人材確保できる求人システムや人件費補助制度を創設して下さい。
 - ③ ヘルパーを急にキャンセルしなければならない時、キャンセル料が発生しますが、病気が理由ではキャンセル料は発生しません。（特に精神障害がある場合）度重なるキャンセルで、ヘルパー派遣が難しくなったり、ヘルパーに遠慮して無理に出かけ、後で体調を崩す場合もあります。例えば「タクシーチケット」のように「キャンセルチケット」を創設して、1カ月の支給量の何割かはキャンセルしてもヘルパーの収入減にならないような手立てをつくってください。
- (5) ガイドヘルパー利用時間を1カ月50時間に限定せず、必要な時間数を認めて下さい。
- ① 特に通院・入退院時は、長い待ち時間で時間が定まらず上限ありきでは安心して受診することができません。
 - ② 二人対応でないと危険を避けられない場合、必要時間×二人分の時間数を支給して下さい。
 - ③ 複数月まとめて利用できるようにして下さい。とくに行楽シーズンでは利用が多く足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願いいたします。
- (6) 視覚障害者の同行援護は、年齢に関係なく通院介助を認めてください。病院内での移動は危険だらけです。
- ① 点字ブロックはなく墨字表示ばかり。
 - ② ガヤガヤして館内放送が聞き取りにくく順番がわかりません。
 - ③ 他の患者や医療器具との接触事故があります。

- ④ 医療スタッフはギリギリの人数で介助する余裕はなく、回りにどんな人がいるかも把握できません。
- (7) 中軽度でもガイドヘルパーが必要な障害者はヘルパー分の交通費を無料にしてください。
- ① 「単独では行動できない」からガイドヘルパーが同行して支援をしています。
- ② 中軽度の障害者は基礎年金2級受給者が多く、ヘルパーと二人分の交通費を支払うことは社会参加を妨げます。
- ③ 単独で通院することができない中軽度の障害者は、2級年金の中から医療負担3割に加え交通費二人分を負担することは受診抑制となり、病気を重篤化させるおそれがあります。
- (8) 緊急時（ヘルパー予約以外の時間帯など）に通院しなければならない時、ヘルパーが対応できるようなヘルパー制度の充実を図り、ヘルパー派遣できるようにしてください。また通院以外の緊急時の派遣ができるようにしてください。
- ① 特に夕方から夜間・休日、年末年始などに発熱・ケガ等通院の必要な事態が生じます。また家族だけでは対応できない場合もあります。（ひとり親、体が大きい、重心等）
- ② 一人暮らしでは、家族が対応できません。
- ③ グループホームでは、世話人・生活支援員が一人しかいない場合に通院同行することはできません。バックアップ施設があっても夜間・休日は対応できません。
8. 土日祝日の余暇の充実のためにデイサービスや地域活動センター、夕方支援などの日中一時事業の充実のための制度をつくってください。
9. 交通費の減免について
- (1) 障害者は年金など限られた収入の方が多く、交通費は大きな負担です。
- 障害の程度にかかわらず、障害者の社会参加を広げる観点から中軽度の人にも公共交通機関の費用を減免してください。
- (2) 障害の中軽度の人でもヘルパーによる移動支援が必要な人には、重度者同様公共交通費のヘルパー分を無料にしてください。
- 日中の事業所に自力通所している人に「通所交通費補助制度」を創設してください。「自分で交通機関を使って通いたい」という自立の願いが経済的には両立しない事態があります。
10. 医療について
- 身体機能障害・自閉症・てんかん・内部疾患だけでなく、疾病からの視覚・聴覚・心疾患等の合併症、障害からの二次障害、加齢・高齢に伴う生活習慣病や新たな疾病、長期薬服用による副作用、すぐに不調を訴えられないことによる重症化など、障害のある人にとって医療は不可欠です。小児科から成人の診療科への移行は難しく、成人の障害者の親は高齢化し、介護力も低下しています。にも拘らず生活も通院も親に100%依存状態で、手術や入院時は付き添

い・個室が前提とされます。

障害者に配慮された環境や理解のある対応、親が対応できなくても通院手段を確保し、安心して入院できることが必要です。また、生活施設（ショートステイやグループホーム）や緊急時に対応してくれる医療体制が必要です。

(1) 障害者医療に関して健康医療推進課との話し合いの場を継続して持って下さい。障害者の医療についての困り事を相談できる部署を健康医療推進課で作って下さい。

(2) 言葉が話せない重度の知的障害のある人や、緊張感・不安感の強い障害のある人にとって、受診・治療は容易なものではないことしばしばあります。そのような姿は、受診への恐怖感、不安感、緊張感だったとしても決して治療そのものの拒否ではありません。

支援者が本人の内面を支える粘り強い支援を行い、何度かの体験により見通しがついてくることや痛みの度合いを受け入れられる幅が広がってくることにより、治療ができるようになったケースが数多くあり、病院にも理解と協力をいただいていることも数多くあります。一方で、救急搬送されても、障害があるということでの拒否や通院での病院側からの診察拒否のケースがあることも事実です。本人・家族・支援者・医療機関との連携で、病気治療（入院治療含め）が進められるよう医療機関側の理解を推進するような（診察拒否がないような）具体策を図ってください。

(3) 地域の診療所での受診が難しい障害者児を堺市立総合医療センターで受診できるようにしてください。

① 堺市立総合医療センターは、多くの患者さんが受診されるため、不安から大きな声を出してしまったり、おとなしく待てない障害者児が安心して受診できる予約時間帯の調整や待合室の別室化等の工夫を進めてください。

② 母子医療センターを受診していた障害者児が20才を越えると地域の病院への移行を進められますが、地域の病院・医院では「診られません。専門の病院へ行ってください。」と受け入れてくれません。堺市立総合医療センターで受け入れてください。

(4) 医療ケアが必要な障害者が堺市で安心して暮らせるためには障害者の生活施設（ショートステイやグループホーム）にも医療提供が必要です。堺市立総合医療センターと健康福祉プラザが連携して「障害者医療の拠点」となって下さい。

(5) 堺市で始まった「緊急時対応事業」では医療ケアが必要な障害者は対象外です。

大阪市で行われている医療コールセンターのようにコーディネートを行い、駆け付け支援、「ベルデさかい」のショートステイ対応などの制度を構築してください。

(6) 堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は利用者も増え、入院中の支援ニーズは多様化しています。今までヘルパーを使ったことの無い障害者も入院が必要になる事例があります。そのような場合にその人のことをよく知っているグループホームの世話人・生活

支援員や日中施設職員が支援に入らざるを得ない場合も認めて下さい。京都市や横浜市は認めています。また日中施設職員等の同行やひきつぎのもとで本来のヘルパー事業所のヘルパーにつなげていけることも認めてください。

- (7) 泉ヶ丘（三原台地区）に移転が決まっている近大病院においても障害者医療が構築できるように堺市から申し入れて下さい。
 - (8) 知的に障害があり、検査・治療の意味を理解できない人、身体に不随運動があり、動いてはいけない場面でも動いてしまう人、感覚過敏で触れられることを苦手とする人でも、適切に対応して検査や治療をしてもらえる病院・医院、特に耳鼻科・眼科を増やして下さい。障害者の高齢化で白内障や、急にアレルギー鼻炎・花粉症を発症する等必要な人が増えています。
 - (9) 中度・軽度の障害者は基礎年金2級年金（1カ月65,000円）の中で生活しています。医療費は3割負担、通院のための交通費の割引も無くガイドヘルパーの交通費分と2人分必要です。持病による継続治療の必要な人もいます。加齢により、腰痛や眼科への通院が継続的に必要になってきた人もいます。重度障害者医療助成制度を中度・軽度まで広げて下さい。
11. 今年度から管轄が高齢施策推進課に移動した「民生委員による避難行動要支援者の訪問調査」ですが、障害者児が地域で暮らし、災害時に命を守るための行動をするためには必要です。
 - ① 全校区で訪問調査が行われるようにして下さい。
 - ② 民生委員の方々の障害者児理解を促進して下さい。
 - ③ 現在対象外となっても「支援が必要な障害者児」はリストに載せ、訪問調査を行って下さい。
 12. 堺市が発行している『安心の第一歩』第4章の「支援者のみなさまへ」は地域や避難所となる学校の関係者の方々に障害を知ってもらい、理解してもらうきっかけになると思います。配布だけでなく、説明や学習会を行ったり東区自立支援協議会のサポートブックのように有効活用して下さい。
 13. 日常から医療と関わりの深い障害者児は、災害時に医療ケアを受けられるか、必要な薬を得ることができるかで命を守れるかが決まります。特に難病、1型糖尿病、透析患者の場合は行政の手が届く前に命を落とす危険があります。災害時の医療連携を構築して下さい。早期に広域からの医療支援が必要です。
 14. 自立支援協議会当事者部会とも連携して下さい。そして連携状況を私たちにもわかりやすく伝えてください。
 15. 計画相談について
 - (i) サービス利用において計画相談が義務付けられてきたにもかかわらず、受け付けてもらえ

- る計画相談事業所をいくつも探し、ようやく探せてもいっばいで断られて困っています。すぐに計画相談がつけられるようにしてください。
- (2) 計画相談の事業所では少しでも多くの利用者の対応をと考えていますが、計画の作成だけが相談支援専門員の業務ではありません。きめ細やかな生活支援、社会資源開発なども相談支援の大切な業務です。実際に相談事業所がその人の生活の総合的な調整役となって頻繁な電話連絡（勤務時間に関係なく）や訪問の必要な事例があります。しかしながら事業所の安定した運営ができなければ積極的な相談支援の展開はできません。特定事業所加算だけではなく報酬単価そのものの見直しを国に要望してください。
 - (3) 特定事業所加算の算定要件を堺市独自で緩和措置を図ってください。
(大阪市では相談支援専門員が兼務であっても算定が認められています。)
 - (4) 障害児者ともに計画相談の進捗状況とセルフプランの今後の方向性を示してください。
 - (5) 相談員増・事業所増になる手立てを図ってください。
 - (6) 相談支援で対象としている方の中には、支援センター1か所だけの支援では生活が良くならない人もいます。そのため、相談員はさまざまな関係機関との連携とネットワークで、障害のある方の地域生活を支える応援をおこないます。地域福祉課や基幹相談支援センター、聴覚相談員等々、さまざまな人と連携できるようなスキルアップのための研修をおこない、またスーパーバイズを行政でおこなってください。
16. 日常生活用具・補装具について
- (1) 紙おむつの上限を以前のように戻し、また実情に応じた支給をしてください。
 - (2) 重度の知的障害のある人は紙おむつが必要な人が多いです。日常生活用品として必要な人には認めてください。
 - (3) 車椅子は室内用と室外用が作れるようにしてください。児童は認めてもらっていますが成人になると認められていません。
 - (4) グループホームにもバリアフリーにかかわる住宅改修の制度が認められるか、もしくは相応の補助金を創設してください。グループホームが事実上その人の家となっています。
17. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間24枚（往復12回分）をせめて48枚に増やしてください。「移動障害者」と言われる視覚障害者にとってはこの枚数では安全に日常生活をおくることができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。
18. 健康福祉プラザを利用したくても交通手段が不便です。送迎バス等を創設してください。
19. 成年後見申請支援整備に関して、課題の解決を図ってください。

成年後見制度普及啓発について

- (1) 昨年度4月「成年後見利用促進法」が成立しました。ここ3年の間に政府が成年後見制度の利用促進と被後見人の権利制限のあり方についての法制上の措置を講ずることになります。堺市におかれましても、障害者施策として、成年後見制度の普及啓発活動について具体的にどのような施策を考えておられるか、またその施策においての予算額を教えてください。
- (2) 成年後見制度の利用が必要と感じながらも申請・利用ができていない障害者の方々に対して、市長申し立てまでの手引きと手順を広報などを通じて普及啓発が必要であると思われますが、市としては、具体的にどのような施策をお考えなのかお聞かせください。

20. 市町村長申し立てについて

- (1) 堺市は「市長申し立てについて、親族の有無にかかわらず、経済的な問題から成年後見を利用できない方についても、特に必要があると認められる場合は市長申し立てを行い、必要とする経費を支給する。」としていますが、「特に必要がある。」という中身の具体的な事例を示してください。

21. 就学前の児童発達支援センターについて

- (1) 児童発達支援センターに通う子どもたちの療育水準を低下させないように、園児対保育士(児童指導員を含む)の比は正規職員で3:1を厳守してください。
- (2) 通園バスは、園児にとって安全かつ負担の少ないよう、バスの台数増加ができる運営予算を捻出してください。
- (3) 堺市は児童発達支援センターについて、施設の特特殊性を考慮し、今後とも公的責任がとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営を継続してください。
- (4) 新第2もず園は大規模な児童発達支援センターになるため、建て替え中の子ども達の安全確保、セキュリティー設置、及び質の高い療育を維持してください。
- (5) 医療型児童発達支援センターの単独通園を増やしてください。また、医療型児童発達支援センターの特特殊性を考慮した正規職員・看護師の配置をお願いします。
- (6) リハビリの質の向上及び、個々に応じたりハビリの回数や期間が受けられるようにセラピストを増員してください。
- (7) 津波警戒区域に立地するえのきはいむ園舎が新施設に移行する迄にも、安全確保が図られるよう必要な対策を講じて下さい。

22. 放課後等デイサービスについて

- (1) 多様な運営主体の参入で事業所の数は100カ所を越えている状況ですが、強度行動障害など対応が困難な児童においては利用を断られているケースも数多くあります。事業所に対して障害理解を深めるための研修実施と指導を行ってください。
- (2) 対応が難しい児童を受けている事業所が、よりよい支援を継続できるようにするために

スーパーバイズの仕組みを構築してください。

- (3) 国からのガイドラインを反映し、支援の質の向上を図れるように適正なチェック機能を持ってください。

23. 児童の生活施設について

何らかの家庭事情により、家庭での養育が困難になった障害のある児童が、堺市内での通学や生活が継続できるよう堺市内に生活の場（グループホーム、児童専門の施設など）をつくってください。現実には堺市を離れ遠い入所施設へ行くことを余儀なくされ、距離が遠くなればなるほど家族の支援も困難になります。

24. 成人のつどいについて

支援学校を卒業していて地域の成人式には溶け込めない人、大勢の集団が苦手な人、行動障害や医療ケアが必要などで堺市各区の成人式には参加できない人がいます。様々な事情をもつ障害のある人が気兼ねなく参加ができ、また家族の20年間の様々な苦勞を共感できる機会でもあり、作業所の職員や支援学校の先生方が心からお祝いできる『成人のつどい』はボランティアの力で途切れることなく行っています。毎年新たな感動を生む『成人のつどい』は今年で34回目を迎えます。市長や関係部局の方々のご参加や新成人へのメッセージをお願いします。そしてこのような取り組みに補助制度を作ってください。

建設委員会審査分

25. 障害者・高齢にやさしいまちづくりについて

おでかけ応援バス（100円）を障害者も対象にしてください。その場合は同伴のヘルパーの分も100円としてください。

26. 視覚障害者をはじめ誰もが安心して鉄道駅を利用できるように、大阪市営地下鉄御堂筋線全駅ホームに可動式ホーム柵を設置するよう大阪市交通局と連携して進めてください。なお大阪府として、御堂筋線の延伸の北大阪急行線の各駅に可動柵設置が具体化されました。

本市におきましても、前議会で採択いただきました意見書に基づきまして、とくに市内の3駅につきましては、市として一定の費用負担を行いつつ大阪市交通局に働きかけていただきますようお願いいたします。

既に設置されています「長堀鶴見緑地線」の「門真南」駅につきましては、大阪府が費用を一部負担して設置されている経緯がありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

27. 以下の項目を南海バスに申し入れてください。

- ① すべてのバスをノンステップにしてください。
- ② すべてのバス停に屋根を付けてください。
- ③ すべての交通機関の費用を障害者手帳保持者は半額にしてください。

- ④ 鳳のアリオの近くにバス停を設置してください。
28. 南区役所前から梅駅へ渡る横断歩道には音響信号機はついていますが、エスコートゾーンがありません。視覚障害者がよく渡るので、是非エスコートゾーンの敷設をお願いします。
29. 八田西町2丁の府営団地前に、是非横断歩道を敷設してください。車の量が多いのに歩道がなく、渡る時に怖い思いをしています。よろしく願いいたします。
30. 歩道の勾配や段差をなくしてください。
- (改善してほしい勾配場所: 堺市堺区昭和通り4丁68-4)
- (段差場所: 旭ヶ丘中町5丁13号線の交差点の歩道 シダックス近く)

文教委員会審査分

31. 学校教育について

(1) 支援学校整備について

- ① 上神谷支援学校と百舌鳥支援学校の2校体制により、一時的に過大過密が解消されたものの、年々支援学校入学進学希望者が増え、百舌鳥支援学校は恒常的に特別教室を普通教室に転用しなければならない状態になっています。

このような状況を解消するために、緊急な支援学校整備として、百舌鳥・上神谷に次いで、堺市西区域に小学部・中学部の支援学校を設置してください。また、中期をめざした支援学校整備として、堺市各区に1校(東と美原は1つとして6校)の、小学部・中学部・高等部・専攻科を併設する100～120名の小規模の総合支援学校を設置してください。

- ② 堺市の障害児が通学する高等支援学校・支援学校高等部はすべて過密化しています。その解消策として平成27年度に府立知的障がい支援学校が西浦高校跡地に開設され、堺市東区と美原区、北区の一部がその通学区域になりました。しかし、この通学区域割りは、堺市に住む障害のある生徒にとって、その発達や障害特性、家庭や地域環境、交通機関の利用状況、今後の生活基盤などを軽視して不利益になるものです。次年度以降の今後の通学区域割については、障害や通学方法などの個々の事情に応じて学校を選択できる「調整地域校」の実施を堺市として府に要望してください。

- ③ さらに、堺市内に中・軽度の生徒が通える高等部がありません。堺市内にある児童生徒数の少ない学校に併設校として、知的・情緒障がい児のための教育の場を作ってください。

(2) 支援学校の教育条件について

- ① 指導体制が充実するよう、重複認定率を上げ、適正な学級設置、教職員配置が行えるように大阪府に強く要望してください。堺市としても実習助手を大幅増員するなどの独自の対策をしてください。また、支援教育のセンター的役割を果たしていくための人的配置を

してください。

- ② 上神谷支援学校に比して施設格差の大きい百舌鳥支援学校については、児童生徒に適正な教育がなされるよう、校舎をはじめプールや体育館、運動場などの施設を抜本的に改善する計画を早急に策定してください。
 - ③ 百舌鳥支援学校、上神谷支援学校は広域より生徒が通学していることから、学校行事やPTA活動の際は、保護者が車で来校する機会が多くあります。百舌鳥支援学校には駐車場がないので、路上駐車が目立ち、近隣住民から苦情が出たことがありました。保護者が自己負担でスーパー併設の駐車場を使用していますが、他の支援学校では、学校が敷地外駐車場を確保しています。学校行事の際に、百舌鳥支援学校に駐車場を確保してください。
- (3) 高等支援学校の校区割は、百舌鳥支援学校・上神谷支援学校の校区割と異なっているため、長い月日をかけて培われた仲間との関係をつなげていくことが難しくなります。一貫性のある校区割にしてください。府が区を基本にすることを変更しないなら堺市が市立の支援学校の校区をそれに合わせるようにしてください。
- (4) 支援学級について
- ① 支援学級の設置学級を増やしてください。
 - ② 小学校および中学校の通級指導教室をさらに増設してください。
 - ③ 介助員の配置は学習の保障に大きな役割を果たしています。介助員を大幅に増員し、4月からの継続任用ができるようにしてください。また、介助員の研修時間を学期に1回確保してください。
 - ④ 障害が重度の子どもが安心して地域の学校に通学できるよう、合理的配慮にもとづく教育条件整備をすすめてください。一部の学校にあるような、学校行事に保護者の付添強要をさせないでください。
- (5) 看護師配置について
- ① 堺市内には、小中学校の支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒がいます。そのほとんどは保護者が付き添って通学しています。保護者の所用時や体調不良の時は欠席せざるを得ない現状があります。これでは教育の機会が保障されているとは言えません。医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する支援学級に対して、安心して子どもを通わせることができるよう看護師を教職員とは定数外で配置してください。
 - ② 百舌鳥支援学校・上神谷支援学校に看護師を配置してください。
- (6) 特別支援教育について
- ① 支援学校がセンター校として機能できるように、校内のコーディネーターと校外に向けたコーディネーターとの、複数の教職員を配置する予算を計上してください。
 - ② 発達障害の子ども達を対象とした教育の指導體制を充実させてください。

③ 個別の指導計画は、保護者と相談しながら作り上げていくものであると考えます。教職員に教育委員会への提出を急がせるようなことをせず、そのための期間を充分にとり、保護者と教職員が共通認識にたって子どもの教育活動がすすめられるようにしてください。また「あい・ふあいる」が適正に機能するよう指導してください。

④ 特別支援教育推進リーダーの学校内における位置付けや任務遂行の状況が、コーディネーターの分も含めて保護者にわかるようようにしてください。

(7) 就学、進学、転校について

① 子どもの障害は同じであっても、ひとりひとり苦手なことや、辛く感じることは違います。就学、進学、転校の指導にあたっては、子どもの状態や保護者の思いに添った指導をしてください。改正された学校教育法施行令および文科初第756号通知にもとづいて「年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう」条件整備をしてください。

また、転学については、就学した「学びの場」を固定なものとし、発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に」できることの理解を保護者や職員にすすめるようにと指示に応じて取り組んでください。そのための方策を教えてください。

② また同通知には、就学指導について、発達課題や障害による『特別な教育的ニーズ』等に対する系統的な『指導・助言』等の関係機関からの十分な情報が保護者に提供されるようにすること、およびその際に保護者の意向を尊重した就学指導をおこなうこととあります。このように取り組んでください。

受理年月日 平成29年5月15日



犬猫の対策について

陳 情 者 堺市南区
門 脇 三 郎

犬、猫糞尿対策の件

陳情の内容

犬、猫の糞尿によって、臭気と衛生面で迷惑をこうむっています。人間の糞尿の放置は、立小便等、法で罰せられるにもかかわらず、犬猫の糞尿は、まったく放置された状態と感じています。

犬の場合、人がつれているにもかかわらず、糞尿が放置され、マナーの悪さは、めにあまるものがあります。

猫の場合、公共の場所で飼育されている状態です。最近、我が家は、糞尿場所になったようです。猫は、飼い猫でも外出自由で首輪、ロープもありません。

公衆衛生上規制すべきと考えます。

<陳情事項>

1. 犬、猫に糞尿を公共の場でさせないように規制して下さい。
たとえば、必ず自宅内でようをたすこと。公共の場では、おしめをさせること。
2. 猫の場合、公共の場所で飼育をしてはならないよう規定して下さい。
3. 違反した場合、人間と同様な罰則を飼い主に課して下さい。

受理年月日 平成 29 年 2 月 28 日



大企業への優遇策について

陳 情 者 堺市北区

シャープ立地への公金の支出をただす会

代表者 長川堂 いく子

陳情の内容

元シャープ現在 SDP 社への公金支出を止めて下さい。その分市民の暮らしや社会保障・小規模企業商店、農業支援などを優先して税金を使ってください。また波及効果の裏付けとして投資額の累計や雇用見込み人数を示すだけでなく、企業に対してヒアリングやアンケート調査に基づく具体的な波及効果を知らせてください。

受理年月日 平成 29 年 5 月 18 日



水道給水管について

陳 情 者 堺市南区
門 脇 三 郎

水道給水管鉛公害対策の件

陳情の内容

南区御池台地区の上水道給水管は、昭和 50 年代に鉛管が敷設されています。

ほとんどの住民は、知らないまま、水道水を使用しています。厚生労働省の使用禁止改修通達から 20 年以上経過して、まだ、改修されていません。

私どもは、使用方法も知らないまま 37 年間使用し続けており、どのような障害を受けているかもわかりません。早急な改修が必要と考えます。

なお、給水管は、住民の所有物とのことですが、土地分譲時には、公道に設置され、行政の管理のもとに施工されたもので個人の責任とは、考えられません。

<陳情事項>

1. 早急な改修のために、水道給水管鉛公害対策予算を計上して下さい。
2. 施工計画を明確にして下さい。
3. 住民に公害の内容を知らしめて下さい。
4. 住民の鉛障害調査を実施し、障害を受けた住民の健康管理を実施して下さい。

受理年月日 平成 29 年 2 月 28 日



放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立金岡小学校のびのびルーム保護者会

窪 田 委 弘

陳情の内容

金岡小学校のびのびルームは、平成 29 年度当初申し込みにおいて、5 名の 3 年生が待機となりました。金岡小学校は 4 年生からは放課後ルームとなっていますが、上位学年児の受け入れが出来て、3 年生が待機となるという事態は、制度として完全に破綻していると言わざるを得ません。

金岡校区はマンション建設等もあり転入超過の校区、堺市（竹山市長）は「子育てのまち堺」を PR し、それを信じて市外からの転入世帯もありますが、3 年生に待機児童が出るという「子育てのまち堺」とはほど遠い現状です。

ついては、金岡小学校のびのびルームを利用する児童のため、そして保護者のため、そして指導員の方々のため、以下の陳情をさせていただきますので、明確なご回答をお願い申し上げます。

< 陳情事項 >

1. 今までどおり、どのような策を講じてでも 3 年生は絶対に受け入れると竹山堺市長及び担当課（堺市教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課）は確約してください。

堺市教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課（以下、放課後子ども支援課）は、校舎の建て替えや増改築の際に、開設時間帯に専ら使用できる専用区画の整備を進めるとしています。金岡小学校は現在、校舎の建て替え中ですが、新校舎の完成は来年度末、供用開始は再来年度からの予定です。そのため、来年度においては今年度と同じ校舎体制での運営となります。

今年度の 1 年生は 103 名、2 年生は 66 名、3 年生が 60 名の計 229 名（4 月末現在）となっています。1 年生は全児童の約 50% であり、仮に来年度の 1 年生も同数で、かつ教室の確保等何も措置を講じなければ、来年度は 1、2 年生だけで 200 名を超え、3 年生に致命的な数の待機が発生します。

放課後子ども支援課は、特別教室等の使用許諾を学校管理者に求め、教室の確保に努めると

言っておりますが、同じプレハブ内にある理科室は安全管理等の問題で難しいとするなど、議会答弁においても曖昧な回答をしています。

曖昧な回答、不確定な状況は、現2年生の児童にとっては来年度、一人で留守番をしなければならないかもしれないという恐怖感、働く保護者にとっては勤務時間等働き方そのものを考え直さなければならないという切実な問題を抱え過ごす時間となります。子育て支援、女性の社会進出、働き方改革は安倍政権が推し進める主要政策であり、放課後児童対策事業はこの政策を支える重要な事業です。

百舌鳥小学校のびのびルームのマスコミ報道があり、堺市として国の基準及び条例遵守の必要性、また、放課後を過ごす生活の場としてふさわしい教室でという理想は十分に理解するところですが、3年生の待機は絶対に回避すべきと考えます。

金岡小学校では4～6年生対象の放課後ルームにおいても6年生全員が待機となりましたが、その後、特別教室（図工室）を使用し6年生を受け入れました。特別教室の使用は低学年対象ののびのびルームが優先のはずであり、来年度に限っては図工室をのびのびルームで使用する旨を早期に明確にし、2年生の児童とその保護者が安心して過ごせるようにしてください。仮に使用教室が年度毎で来年度、図工室が使えるかどうか現時点で未定であれば、のびのびルームが優先である旨を明確にしてください。

そして、新校舎の供用開始となる再来年度においては、のびのびルーム及び放課後ルームの全員が受け入れ出来るようお願い申し上げます。

2. 金岡小学校のびのびルームの特殊事情を鑑み、児童の安全を担保するための措置を講じてください。

金岡小学校のびのびルームは、堺市内には6年生までで二桁の児童数というルームもある中、3年生までで200名を超える超大規模ルームです。また、1年生が100名を超えるルームは堺市内で2ルームのみであり、そのひとつが金岡小学校のびのびルームです。

低学年と高学年では一般的には低学年に手がかかるため、金岡小学校のびのびルームの指導員の負担は計り知れません。幸いにも優秀かつ熱心な指導員とその指導員の頑張りのおかげで大きな事故なく運営されているところです。しかしながら、厳しい状況は保護者の目からも明らかです。

ついては、このような状況を鑑み、指導員の増員、指導員配置方法の見直し、経験豊富な指導員を優先的に配置する等により、一人当たりの指導員の負担を軽減し、安全を担保する措置を講じるようお願い申し上げます。

受理年月日 平成29年5月15日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 馬 場 光 義

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度4月より、東区、美原区に於きまして、のびのびルームの運営事業者が株式会社CLCとなりました。運営事業者が変わることにより、指導員や子ども達が放課後環境、保育内容の変化に対しストレスを抱えるルームもあります。指導員においては、国では処遇改善をめざしているにも拘らず、年間所得に関しては減少、雇用に関しては労働問題にまで発展しています。

昨年、堺市は運営事業者が変わるだけで保育環境は引き継がれる内容の説明を行い、事業運営者を選定し事業委託しました。子ども達、指導員は運営事業者を選ぶことができず、堺市から“何も問題ありません。”の説明だけで、保育環境が変わります。また、保育環境は事業を受託した以上運営事業者が努力すべきことであり、堺市は干渉できないとしています。これでは、今までの保育環境が断ち切られ、新しい環境に馴染めない子ども達は、不満を抱えたままルームに通うか、退室して潜在的な待機児童となります。

堺市は、学童保育事業に対し、多くの利用者からクレームがないので問題なく運営されているという発言がありました。利用者にアンケートを取るわけでもなく、クレームがないことが問題・不満がないこととする姿勢では、学童保育事業の発展が子ども達の満足する為のものではなく、運営事業者が満足するものになります。堺市はもっと積極的に利用者の意見を吸い上げる努力をし、学童保育事業を充実させて不満を解消すべきです。

指導員に関しては、運営事業者が変わるルームでは受託した事業者から労働条件を提示され、事業者を選択しなければなりません。堺市は運営事業者が変わる場合、斡旋はできないが継続して働くことができるよう運営事業者に申し入れると説明しました。しかし、労働条件によっては、今、働いているルームで働きたくても異動せざるをえない指導員が発生します。これでは、「放課後児童クラブ運営指針」に示された長期的に安定・継続した雇用が守られません。

現在の事業者選定は、これまでの運営状況を白紙とし、新たな事業計画をもって3年毎に運営事業者が変わります。堺市は、利用者に対し運営事業者が変わるだけで保育環境は引き継がれる内容の説明を行いました。しかし、営利追求が求められる株式会社の参入は、指導員の年間所得の低下や子ども達の教材費の圧縮等で学童保育の質が低下しないか等、多くの不安を抱えています。堺市は行政の立場であり、学童保育事業の実施主体である以上、すべての児童が公平に市の事業が受けられるよう保育スペースの確保、保育環境の充実、事業の発展が義務であり、市民に対し公平にサービスを提供すべき立場です。今の方法では保育の質が下がり、児童福祉としての目的からかけ離れたものになってしまいます。堺市はすべての利用者に、事業を受けられる環境を整備してください。

堺市が標榜する「子育てのまち堺」を実現し、魅力ある学童保育事業を充実させ、子ども達の放課後の生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働くことができる都市となることを願い、以下のことを陳情します。

< 陳情事項 >

1. 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」を実現するために、堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充してください。
2. 面積基準である1.65㎡/人以上を遵守した上で、のびのびルームに入所を希望するすべての子どもを、受け入れてください。
3. 利用制限のある共用教室ではなく、支援の単位毎に子ども達の健やかな放課後生活の場として、専用の施設（教室）を確保してください。
4. のびのびルームは、1校区に常勤の責任者として1人の主任指導員を配置し、利用児童数に応じた人数の指導員が配置するのではなく、支援の単位毎に常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位毎に運営してください。
5. 子ども的人数を、利用率（利用日数/6）を加味した人数ではなく、申し込んだ子ども達すべてが入室しても対応できる施設、指導員配置を確保してください。
6. 指導員の処遇改善に国の予算を確保し、放課後児童支援員を長期的に安定して雇用するために、支援員の処遇を充実させてください。
7. 指導員の労働環境に休憩場所がないルームが沢山あります。浅香山小学校では保育中に事故（針刺し事故）が起きています。指導員の休憩できる場所を確保してください。
8. 運営事業者の監査を利用者任せにするのではなく、堺市が責任を持って運営事業者に対し事業収支決算を含めた運営情報を収集し、監査、評価してその結果を公表してください。
9. 今年度は子ども子育て会議の中間見直しの年です。全利用者、指導員に対し今年度中にアンケート調査を実施し、事業の現状を把握して公開してください。

10. 待機児童対策として、民間事業者に補助金を出して誘致するのではなく、現在の事業を充実させ待機を作らない事業にしてください。
11. のびのびルームは、子どもとの安定的、継続的なかわりが重要です。堺市だけでは限界として民間の力を利用するのではなく、堺市が責任を持って直接運営をしてください。

受理年月日 平成 29 年 5 月 18 日



放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密への対策について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密の問題については、これまで何度も何度も堺市議会に陳情し、その解決をお願いしてきました。しかしながら、その都度「当局に善処方を要望いたしました」との回答をいただくのみで、その議会からの要望に対し当局が十分に対応しているのかどうかの検証も議会内でなされていません。また、陳情に対しても一部の議員から質疑があるのみで、議会として、また議員個人としてこの問題に対してどのような考え方を持っているのかわかりません。昨年7月のテレビ放送から現在に至るまで実質的に使用できる教室が増えていない現状を見ると、当局は議会からの「善処方」の要望にほとんど応えておらず、執行機関から議会が軽視されている、もしくは議会がこの問題に真剣に取り組むつもりがない、あるいは議会・執行機関の活動全体の中で陳情という制度自体が形骸化していると言わざるを得ません。

市民の代表者の集まりである議会が、保護者をはじめとした市民の切実な願いを受け止め、誠実な対応をされることを信じ、以下要望いたします。

また、下記の陳情事項について担当部局が回答される際には、1から9それぞれの事項について、一問一答の形でお答えいただきますようお願いいたします。

< 陳情事項 >

1. 現在の教室確保状況は条例違反であることを確認してください。

昨年度に引き続き今年度も170名強の利用者に対し、専用教室2つ、共用教室2つ（生活科ルーム2、会議室）です。1教室40名に利用率を加味すると形式的には条例の基準内に見えますが、共用教室のうち会議室は専用教室から運動場の対角線上にあり、実質的に利用できない

教室であるため、本来定員の算定に含めてはいけない教室です。実際に今年度に入り現在まで1日の利用者が120名を超えた日も数多くありますが、4教室目として会議室が使用されたことはありません。日々、条例違反の状態が続いています。

2. 共用教室は一時利用のみではなく、のびのびルーム開設時間中は専用教室と全く同じ形で使えるよう、専用教室から近く、子どもたちが荷物を置いておける教室を確保してください。

現在確保されている生活科ルーム2は、主に宿題をするために利用されており、宿題が終わると専用教室へ戻るといった形の一時利用スペースにすぎません。ランドセルなどの荷物を置く場所がない、学校用の机・椅子が置いてあり遊び・休養など本来ののびのびルームでの活動をするスペースがない、専用教室から離れており責任者の目が行き届かないなどの理由で専用教室と同様には使えない状態です。

3. 共用教室は現実的に使用できる教室を確保してください。

現在確保されている会議室は専用教室から遠く離れた運動場の対角線上の校舎の3階であり、単に不便というレベルではなく、現実には使用できません。堺市のように「一教室一支援の単位」となっていない状態では、子どもが多い時にスポット的に使用するという形となってしまう、その日にどの子どもを連れていくのか、誰が連れていくのか、そこでどんな活動をするのかをその都度考えなければならず、それに伴う指導員の負担は膨大です。また、子どもたちに大きな不公平感を与えています。

4. 上記2、3が学校全体の教室数の問題で困難であれば、専用教室を増築または新築し必要な教室数を確保してください。もし、その対応が不可であるならば、「専用教室の増築はできない」のか「校舎増改築が控えているから専用教室の増築はあえてしない」のか理由を明確にしてください。

教室をはじめとした限られた社会資源の中で、条例を遵守できないのであれば専用教室を増やすしか条例を守り、子どもたちに安全で豊かな放課後を保障する手段はないと考えます。

5. 上記4について、「専用教室の増築はできない」のであればその理由を図面をはじめとした客観的で具体的な資料を用いて説明してください。現在でも十分に教室が確保できていない中「あえてしない」のであればその判断の根拠を説明してください。

条例上の面積基準を実質的に守れていない中では、今後ののびのびルーム運営について説明責任を果たすことが何より重要です。現在の行政の判断について、その判断に至った明確な根拠を保護者に説明する必要があります。

6. 校舎の増改築について、校舎内にのびのびルームの教室を設けるのであれば、保護者・運営事業者の意見・要望を聞く機会を持ってください。

今年度は百舌鳥小学校の校舎増改築にかかる設計費が予算計上されており、来年度・再来年度はその設計に基づき建設工事が行われると聞いています。その新校舎内にのびのびルームの

教室を設けるとのことであれば、教育長をはじめとした担当部局として決定権のある執行機関が、直接の利害関係者である保護者の意見、現場の運営事業者の意見を聞く場を持ってください。また、その時期についても、担当部局内での意思決定が行われる前、つまり市役所内で予算要求が始まるまでに行ってください。

7. 放課後児童対策事業等では絶対に待機児童を発生させないでください。

放課後児童対策事業については、堺市自身が複数に分かれた事業をのびのびルームに統一していく方針であることから分かるように、基本的には保護者の就労対策事業です。その中で、待機児童をだすということは、保護者の就労の機会を奪うものであり、絶対にあってはならないことです。昨年夏の市長会見でも市長から条例を守る中で待機児童を出さないように適切に事業を進めていくとの発言がありました。しかしながら、今年度は当初申し込み・利用承認の段階でのびのびルームでは金岡小学校・福泉小学校、堺っ子くらぶでは東三国丘小学校、放課後ルームでは五箇荘小学校・金岡小学校・百舌鳥小学校であろうことか待機児童が発生しています。中には学校との調整もなしにこれまでの定員の範囲内で一律に待機となっているものもあり、許されることではありません。保護者会からの要望を受けたことで教育委員会がようやく学校と交渉し、待機が解消したケースもあると聞いています。そういったことがないよう、当初の利用申し込み・利用承認の段階で学校側と十分に調整することが当然であると考えます。現在も待機が続いているところにおいては、早急に学校側と調整しその解消を図ってください。

8. 百舌鳥小学校における児童数・学級数の見通し、および百舌鳥小学校のびのびルームにおける来年度以降の利用者数の見通し・教室確保の見通しを、数字を挙げて相互に関連させ具体的に示してください。また、その見通しに基づき待機児童が発生しないように今から学校側と調整を行ってください。

今年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおいては幸い待機児童が発生しなかったものの、新1年生の児童数があと数人多ければ学級が1つ増え、のびのびルームにおいて多くの待機児童が発生したと考えられます。このような綱渡りの状況であることをそれぞれの見通しを示すことによって明確にし、来年度以降も絶対に待機児童が発生しないよう、学校側との調整を早急に始めてください。

9. 望まない家庭に隣接利用をさせないでください。

百舌鳥小学校のびのびルームにおいては待機児童が発生する可能性があることから、上記1～8の要望を行い、対策を求めてきています。そういった中で待機が発生し、その待機者に対して隣接利用させることはあってはならないと考えます。小学校は居住地で決定されるものであり、保護者に選択の余地はありません。社会資源の有効活用というもっともらしい説明のもとに、同じ小学校に通う保護者の一部にだけ著しい不公平と負担を押し付けることは許されま

せん。

受理年月日 平成 29 年 5 月 18 日

平成29年第2回市議会(定例会)陳情書綴

平成29年6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-17-0027

